

平成18年10月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(ワ)第13076号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年9月12日

判 決

大阪市 [Redacted]

原 告 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士

同

西 川 道 夫

三 木 俊 博

大阪市中央区

被 告

同代表者代表取締役 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1856万5516円及びこれに対する平成16年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、5703万6980円及びこれに対する平成16年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間の平成15年6月19日付け商品先物取引委託契約に基づく別紙1建玉分析表記載の売買取引（以下「本件先物取引」という。）及び同年10月31日付けオプション取引委託契約に基づく別紙2オプション取引一覧表記載の売買取引（以下「本件オプション取引」といい、この取引と本件先物取引とを併せて「本件取引」という。）について、被告の勧誘段階や取引段階における義務違反等の行為によって損害を被ったとして、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として、損害金5703万6980円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

## 1 前提事実（争いのない事実）

### (1) 当事者

ア 原告は、昭和元年12月生まれ（本件取引開始時76歳）であり、公衆浴場業を営んでいた者であったが、平成14年4月ころ、同事業を廃業した。

原告は、本件取引を開始する以前から、○甲株式会社ほか1社の証券会社を通じて株式取引をしていた。また、平成13年7月9日から平成14年3月29日まで及び平成15年7月7日から平成17年6月16日までの各間 ○乙株式会社（旧商号は ○丙株式会社。以下「○乙」という。）と、平成16年5月6日から同年12月21日までの間 ○丙株式会社（以下 ○丙という。）と、それぞれ商品先物取引委託契約を締結して商品先物取引をしていた。

イ 被告は、商品取引所法（ただし、平成16年法律第43号による改正前のもの。以下「法」という。）所定の許可を受けた商品取引員であり、商品市場における取引等の受託業務を行う株式会社である。

### (2) 取引経過

ア 原告は、法所定の外務員登録を受けていた被告社員（以下、単に「被告

社員」という。) から勧誘を受け、平成15年6月19日、被告との間で商品先物取引委託契約を締結し、同年10月31日、被告との間でオプション取引契約を締結した。

イ 原告は、被告との間で、同年6月19日から平成16年4月21日までの間に別紙1建玉分析表に記載のとおりの本件先物取引を、平成15年10月31日から平成16年4月21日までの間に別紙2オプション取引一覧表記載のとおりの本件オプション取引を、それぞれ行った。

ウ 原告は、本件取引によって、本件先物取引に関して3469万5240円、本件オプション取引に関して751万8550円、以上合計4221万3790円の損失が発生した。

## 2 主要な争点

(1) 本件取引に関して、被告社員に以下のとおりの勧誘段階や取引段階における義務違反等の事由があり、被告について債務不履行責任又は不法行為責任(使用者責任)が生じるか。

### ア 勧誘段階における違法

- (ア) 欺瞞的勧誘
- (イ) 説明義務違反
- (ウ) 断定的判断の提供
- (エ) 投資金返還約束とその不履行

### イ 取引段階における違法

- (ア) 新規委託者保護義務違反
- (イ) 両建
- (ウ) 事実上の一任売買
- (エ) 過当取引

(2) 損害の発生及び損害額

## 3 争点に関する当事者の主張

(1) 欺瞞的勧誘について

(原告の主張)

ア 被告社員の A (以下「A」という。), B (以下「B」という。) 及び C (以下「C」という。) は, 当初, 原告に対し, 商品投資信託 (商品ファンドとも言われているものである。以下「商品投信」という。) の購入を勧誘し, 原告がこれに応じた直後, それより有利なものがあるとして商品先物取引を勧誘し, 商品先物取引委託契約を締結させた。Aらの上記勧誘は, 商品投信の購入をおとりとして用いて原告を商品先物取引に誘い込んだ欺瞞的な勧誘であり, 違法である。

イ A, B 及び C は, 原告に対する商品先物取引の勧誘に際し, 多種の商品を同時に保有する分散投資の手法による取引をすると安全性が高まるなどと申し向け, 2種の商品を組み合わせて同時に取引する手法 (以下「組合せ取引」という。) による商品先物取引を勧誘し, 原告がこれに応じて組合せ取引による商品先物取引を始めた後間もなく, なし崩し的に組合せ取引を止め, 通常取引手法の商品先物取引に切り替えた。Aらの上記勧誘は, 組合せ取引をおとりに用いて原告を商品先物取引に誘い込んだ欺瞞的な勧誘であり, この点においても違法である。

(被告の主張)

否認する。

(2) 説明義務違反について

(原告の主張)

ア 被告社員は, 商品先物取引を勧誘する際には, 法136条の19及び日本商品先物取引協会が定める受託等業務に関する規則5条1項4号 (ただし, 平成17年の改正前のもの。以下「受託等業務規則」という。) 並びに受託者の善管注意義務 (契約締結過程にも準用) に基づき, 商品先物取引の仕組みとその危険性について「商品先物取引・委託のガイド」を提示

しつづつ分かり易く説明し、また、一定の投資方針、投資手法を提案、勧誘する場合には、その仕組みと危険性についても分かり易く説明して、原告において上記の点を十分理解できるようにしなければならない義務（説明義務）を負っている。

イ B 及び C は、原告に対して商品先物取引を勧誘した際、商品先物取引の危険性と自主判断の不可欠性については通り一遍の説明で済ませた上、多種の商品を同時に保有する分散投資の手法による取引によれば安全性が高まるとして、組合せ取引が安全確実であること、原告は素人なので、被告社員が、多種商品の値動きに目配りを行い、原告を上手に誘導、助言して取引を行うこと、以上のように商品先物取引を行うから、年間利回りが10%から20%までの商品投信以上の利回りを得られることなど、商品先物取引の有利性に著しく偏重した説明を行い、原告をその旨誤解させて商品先物取引に勧誘した。この勧誘行為は、上記の説明義務に違反した違法なものである。

(被告の主張)

ア 否認する。

イ B は、平成15年6月19日に原告を勧誘した際、商品先物取引委託ガイドを使い、先物取引のルール、仕組み、危険性について詳細に説明し、原告がこれらを理解したことを確認した。

また、同月23日には、被告管理部門の D が、管理部門の立場から、再度、原告に対し、商品先物取引委託ガイドを用いて先物取引の仕組みとリスクについて説明し、同ガイドを原告に手渡した。

このように、被告は説明義務を尽くしており、被告に説明義務違反はない。

(3) 断定的判断の提供

(原告の主張)

ア 法136条の18第1号は、商品取引員が委託者に対して「利益を生ずることが確実であると誤解されるべき断定的判断を提供して、その委託を勧誘すること」を禁止している。

イ ○は、平成15年8月下旬又は9月上旬ころ、原告に対し、軽油の先物取引を勧誘した際、同月から軽油が新規上場されるが、その場合、「上場直後は必ずプレミアムがつく」、「取引所の営業政策上、必ず値上がりするように事を運ぶ」、「今、少し損が出ているが、短期間で取り戻せる」との断定的判断を提供した上、「9月末までに投資元金を返還したい」と申し向けて、新たに2100万円を投資するよう勧誘した。

ウ また、被告の大阪本店副店長である ■ (以下「■」という。) は、同年9月下旬ころ、原告に対し、ゴムの先物取引を勧誘した際、今、中国市場の拡大でゴムの需要が増大しており、東京工業品取引所のゴムの価格が上昇することが必至であるとして、そのことを示すグラフを提示しながら、今後ゴムの先物取引によって既発生の損失を取り戻すことが容易に可能であるとの断定的判断を提供し、新たな投資を勧誘した。

(被告の主張)

ア 否認する。

イ ○が平成15年8月ころに原告に対して軽油の先物取引を勧めたのは、そのころ700万円ほどの差引益金があり資金に余裕があった原告から、よい銘柄がないかと尋ねられたためである。そして、原告は、「私は株取引で何度も経験があるが、上場直後は必ずプレミアムがついて値上がる。」と言って、自己の判断で軽油の先物取引を開始したのであり、その際、○は、原告に対し、断定的判断の提供はしていない。

ウ ゴムの先物取引は、原告が、同年9月16日に含み損のあった建玉を仕切って532万円の損失を出し、○に対し、その損失を取り戻すためによい銘柄はないかと相談したことから、○が勧めたものである。その際

にも、原告は、自らの中国訪問体験を基にゴムの先物取引の開始を決めた  
のであり、○が断定的判断を提供した事実はない。

(4) 投資金返還約束とその不履行について

(原告の主張)

ア 原告は、平成14年4月から7月にかけて所有していた土地建物を売却  
したが、これに関して買換資産の取得による譲渡所得税の減免を得るため  
に、平成15年12月末までに資産を購入する必要があった。そこで、原  
告は、○から本件先物取引の勧誘を受けた際、買換資産取得のための資  
金を準備する必要上、同年9月末までに本件先物取引を終了させ、投資金  
全額を返還することを約束してくれるならば本件先物取引を始めてもよい  
旨申し出たので、○はこれを了承した（以下、この申出を了承したこと  
を「本件約束」という。）。その後、Eが○と交代して原告の担当者  
となった際にも、原告は、Eに対し、同年12月末までに買替資産を取  
得する必要があり、それに間に合うように買換資産取得のための資金を準  
備するために、本件先物取引を終了させて投資金全額を返還してもらおうと  
の本件約束について念を押し、Eもこれを了承した。

イ しかし、○及びEは、本件約束を守らなかつただけでなく、かえっ  
て、平成15年10月から12月までの3か月間に、異常といえる大量、  
頻繁な先物取引の勧誘、受託をして、3259万5200円もの手数料収  
入を稼ぎ出した。

ウ ○及びEによる本件約束及びその不履行も、被告社員による本件取  
引の違法を根拠づけるものである。

(被告の主張)

ア 否認する。

イ 原告は、先物取引の経験者であり、先物取引がハイリスク・ハイリター  
ンの投機行為であることは経験として熟知しているはずであり、本件約束

のような約束を申し出ること自体考えにくい上、原告が本件約束を言い出したのは、原告が自ら買換資金を他から用意して実際に期限内に買換資産を購入した後のことである。また、原告は、被告との本件取引と並行して株式を充用有価証券とした株式取引を行っていたのであるが、充用有価証券の価格の合計が4億5000万円余りと豊富な資金力を有していたのであり、原告が不動産の買換資金を流用してまで被告と本件取引を始めたということは考え難い。したがって、原告が本件約束を申し出たことも、被告社員が本件約束をした事実もない。

(5) 新規委託者保護義務違反について

(原告の主張)

ア 被告社員は、いまだ商品先物取引に習熟していない段階にある新規委託者を勧誘し、その者から取引を受託するに当たっては、法136条の17(誠実公正義務)、同条の25第4項(適合性の原則)、受託業務等規則2条、3条、日本商品先物取引協会が定める受託業務管理規則制定に係るガイドライン5項(未経験者等の取引に係る管理措置。ただし、平成17年の改正前のもの。以下「ガイドライン」という。)の各趣旨及び目的並びに受託者の善管注意義務に基づき、新規委託者が未熟さゆえに不測かつ多額の損失を被ることを防止するため、取引開始後3か月間は、受託枚数を20枚以内に抑制して、新規委託者の保護を図るべき業務上の注意義務(新規委託者保護義務)を負っている。

イ 原告は新規委託者に当たる者であり、平成15年6月24日から9月23日までの3か月間は新規委託者保護期間(習熟期間)であるから、被告社員は、少なくともこの間において2.0枚を越える建玉を勧誘、受託してはならなかったものである。

ウ しかし、○は、原告に対し、上記期間の間に、灯油、ガソリン、原油、白金、軽油の5種類の商品について勧誘、受託を行い、次のとおり、建玉



量を増大させ、それに伴って預入証拠金額も増大させた。すなわち、同年9月1日の時点で、本件取引は、灯油買い30枚、ガソリン買い88枚・売り100枚の合計218枚の建玉状況（預入証拠金額1590万円）であり、同月8日の時点では、灯油買い30枚、ガソリン買い138枚、軽油売り266枚の合計434枚の建玉状況（預入証拠金額3690万円）であった。そして、新規委託者保護期間の終期である同月23日時点では、灯油買い30枚・売り50枚、ガソリン買い100枚・売り100枚、軽油買い100枚・売り150枚、以上合計530枚もの大量の建玉状況（預入証拠金額3690円）となっている。

○が原告に対して行った上記の勧誘、受託行為が新規委託者保護義務に違反することは、明らかである。

（被告の主張）

- ア 被告が、新規委託者の保護を図るべき注意義務を負っていることは認め、その余は否認する。
- イ 原告は、新規委託者の受託枚数を20枚に制限しなければならない旨の主張をしている。これは、昭和53年8月9日付けの社団法人全国商品取引所連合会（以下「全商連」という。）の通牒に基づく新規委託者保護管理規則に基づく主張であると考えられるが、同規則は平成元年11月27日に廃止されている。したがって、すでに廃止された同規則が定めていた「20枚」という受託制限枚数だけを取り上げて、この枚数を超える取引の勧誘、受託が違法性を帯びるという原告の主張は失当である。
- ウ 新規委託者といっても多種多様であり、個々の投資家の投資可能金額に応じて制限基準を設ける方が商品先物取引の性質に合致する。被告においても、受託業務管理規則14条、15条（ただし、平成16年の改正前のもの。以下同じ。）において、委託者の投資額に応じた取引制限基準を明確に定めている。

同規則14条1項は、当初預託金が1000万円以上の場合、初回取引から3か月間は建玉枚数を300枚までとする制限を定めているところ、本件取引では、原告は、当初投下資金を1000万円以上とし、平成15年9月8日に軽油の先物取引を始めるまで300枚を超えて建玉をしたことはない。

原告は、同月2日に、既存の建玉のほかに300枚を超える軽油の先物取引を希望した。これに対し、被告においては、同規則14条2項に基づき、原告に係る顧客管理担当外務員の管理職社員に当たるCが、顧客相談部長であるFに対し、報告書(乙20)を添えて、上記取引の適否について審査を申し出、同人は、①原告がこれまで長期間にわたり株式取引経験があり、相場になれていること、②原告は難平、両建等損勘定になったときの手法も心得ていること、③取引当初から67日間で差引益金累計が700万円を超えており、資金的余裕に問題がないこと、④原告は相場分析に長けていること等の点にかんがみ、原告は習熟期間を満了したと同視できるだけの能力と資力を備えており、取引適格性があると判断した。その上で、被告は、原告から、上記軽油300枚の取引を受託した。

(6) 両建について

(原告の主張)

ア 買建玉と売建玉を同時に保有する取引形態である両建は、一般委託者にとって有害無益である。したがって、被告社員は、法136条の17(誠実公正義務)、商品取引所法施行規則(平成17年農林水産省経済産業省令第3号による改正前のもの。以下「法施行規則」という。)46条11号(両建禁止)及び受託者の善管注意義務に基づき、一般委託者である原告に対し、両建を勧誘し、これを受託してはならなかった。仮に両建の勧誘、受託が許される場合があるとしても、その際には、被告社員は、少なくとも両建が一般委託者にとって有害無益であることを分かり易く説明し、

その十分な理解と納得を得た上で受託するようにならなければならない。

イ ○は、原告に対し、両建の利害得失を十分に説明することも、原告の理解と納得を得ることもなく、ガソリンの先物取引において、平成15年9月16日から11月12日までの間、終始一貫して両建取引を行わせ、常時両建状態を維持しながら、利益の乗った建玉を仕切って利益を出して見せる一方、損失を含んだ反対玉の処理を先送りして、原告に多額の損失を発生させた。

ウ また、□も、原告に対し、両建の利害得失を十分に説明することも、原告の理解と納得を得ることもなく、ゴムの先物取引において、同月19日から平成16年4月19日までの間、終始一貫して両建取引を行わせ、常時両建状態を維持しながら、利益の乗った建玉を仕切って利益を出して見せる一方、損失を含んだ反対玉の処理を先送りして、原告に多額の損失を発生させた。

(被告の主張)

ア 否認する。

イ 両建は、当初の相場予測が外れた場合に損失を最小限に食い止めたり、利益獲得の確率性を高めるなど、取引手法として有用性、有益性を有している。

ウ 法136条の18第5号及び法施行規則46条11号において規制されている両建は、商品・数量・限月を同一にする両建であり、また、委託者の意思に反することが要件とされている。しかし、原告が違法であると主張する両建は、上記条項において規制されている両建とは異なるものである。

エ 原告は、両建を違法であるとする理由の一つとして、損失を含んだ反対玉の処理を先送りすることで損感覚を麻痺させる旨の主張をしているが、原告は自分の取引の値洗状況を確認した上で新たな取引を行っているので

あり、両建により原告が損感覚を麻痺させたということはない。

オ 本件取引においては、原告は、両建取引によって損失を抑え、益金を計上しており、両建の効用を十分に発揮している。

(7) 事実上の一任売買について

(原告の主張)

ア 被告は、受託契約準則6条(委託の際の指示)に基づき、個別の取引ごとに、委託者から売買数量、指定価格、委託注文の有効期限等を特定した指示を受け、これに基づいて取引を受託しなければならない。被告が、委託者から具体的に取引内容の指示を受けずに委託注文を受託し、これを執行することは、法136条の18第3号に違反するものであり、このような受託行為は許されない(一任売買の禁止)。被告社員が特定の取引を勧誘し、顧客投資者がそれに追従して勧誘された取引をそのとおり委託注文する態様の取引は、実質的には被告社員がその投資判断に基づいて行っている取引と評価できるものであって、上記の一任売買と同視できるものであり、事実上の一任売買として、法136条の18第3号の趣旨、目的に照らし、違法とされるべきものである。

イ 本件取引は、そのすべてにおいて、○や□らの勧誘に原告が追従して行われたものであり、その実質において一任売買に当たるものというべきであるから、法136条の18第3号に違反する。

(被告の主張)

ア 否認する。

イ 原告は、25年以上にわたってハイリスク・ハイリターンな投機行為である株式信用取引を行っていたばかりか多種多様の投資商品の取引経験があり、また、被告と本件取引を始める約2年前から△において商品先物取引を行っていた。さらに、原告は、被告との本件取引を終了した後にも、そのわずか1週間後に、○と商品先物取引委

託契約を締結している。このような原告の取引経験及び取引状況に照らすと、本件取引における各取引は、すべて原告の意思と判断に基づいて行われたものというべきである。

(8) 過当取引について

(原告の主張)

ア 被告社員は、法136条の17（誠実公正義務）、同条の25、受託等業務規則3条（適合性の原則）、受託者の善管注意義務、忠実義務に基づき、原告を誘導して短期・頻回・大量の売買取引を行わせて多額の委託手数料を稼ぎ出し、その一方で原告に多額の損失を被らせることを回避すべき業務上の注意義務（過当取引回避義務）を負っている。

イ 本件取引においては、主として○とEにおいて、商品先物取引の知識経験のない新規委託者である原告が、兩名を信頼し、その売買判断に追従していることに乗じ、事実上の一任売買の形態で取引を主導して、わずか10か月足らずの間に、短期・頻回・大量で不合理な商品先物取引を勧誘、受託し、被告は合計5185万1800円（消費税込みで5444万4390円）の委託手数料を取得する一方、原告には4221万3790円もの損失を被らせた。このような内容、態様の本件取引は、明らかな過当取引であり、上記の過当取引回避義務に違反する違法なものである。

(被告の主張)

否認する。

(9) 損害の発生及び損害額

(原告の主張)

原告は、被告の債務不履行又は不法行為により、以下のとおり、5703万6980円の損害を被った。

ア 実損害 4221万3790円

原告は、本件取引において、被告に対して支払った7380万円から、

本件取引終了時に被告から返還を受けた3158万6210円を控除した、4221万3790円の損失を被った。

イ 制裁的賠償又は慰謝料 963万8010円

被告は、原告との間で本件取引を行うについて、法上は誠実公正義務、適合性原則遵守義務を、民法上は善管注意義務、忠実義務をそれぞれ負っているにもかかわらず、一貫してこれを無視し、商品先物取引の知識、経験、判断力のない原告を誘導して、わずか10か月の間に、原告には4221万3790円の損害を与える一方、自らはそれを超える5185万1800円もの委託手数料収入を稼ぎ出している。本件は、数ある先物取引被害事件の中でも稀に見る悪質な手数料稼ぎ事件であるといわねばならず、被告に対し、被告の悪質行為に対する制裁的賠償又は原告の精神的慰謝料として、上記利得金5185万1800円のうち前記アの実損害額を超える部分に相当する963万8010円を支払わせるのが相当である。

ウ 弁護士費用 518万5180円

原告が被った上記ア、イの損害の賠償を求めるには、法律専門家である弁護士に訴訟委任する必要がある。この訴訟委任に要する費用のうち上記ア及びイの合計額の10パーセント相当額である518万5180円が、被告の債務不履行又は不法行為と相当因果関係のある損害に当たる。

(被告の主張)

否認する。

### 第3 争点に対する判断

- 1 前記前提事実並びに証拠（認定に用いた証拠は、認定事実の末尾に記載する。ただし、C、及びEの各供述書及び証言並びに原告の供述書及び本人尋問の結果中、下記認定事実に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和元年12月生まれ（本件取引開始時76歳）であり、理工系

の専門学校を卒業後、父が経営していた公衆浴場業の手伝いをし、昭和29年に自ら公衆浴場を購入し、それ以降公衆浴場業を営み、平成14年4月に同事業を廃業した（甲36、原告本人）。

(2) 原告は、戦後間もないころから株式取引を始め、本件取引を始める以前から、~~甲~~ 甲ほか1社の証券会社を通じて株式の現物取引のみならず信用取引を行っており、難平の手法をとったこともあった（甲35、36、調査嘱託の結果、原告本人）。

原告は、平成13年7月9日から、乙との間で商品先物取引委託契約を締結し、商品先物取引を行っていた。しかし、乙の社員が原告に無断で取引をしたことが発覚したため、原告は、平成14年3月29日、乙における商品先物取引を終了した。原告は、この取引において、ガソリン、灯油、白金を扱い、差引損益として377万円の利益を得た。上記取引の中には、両建もあった（甲35、36、43、乙24、原告本人、調査嘱託の結果）。

原告は、本件取引を始めてから約3週間後の平成15年7月7日、再び乙との間で商品先物取引委託契約を締結し、本件取引と並行して商品先物取引を始めた。原告は、乙において行った同日から平成17年6月16日までの間の商品先物取引において、5317万6080円の損失を被った。上記取引の中には、両建もあった（甲35、36、44、乙24、原告本人、調査嘱託の結果）。

原告は、本件取引を終了してから約2週間後の平成16年5月6日、丙との間で商品先物取引委託契約を締結し、商品先物取引を始めた。原告は、丙における同日から同年12月21日までの間の商品先物取引において、6459万9840円の損失を被った（甲36、乙23、原告本人、調査嘱託の結果）。

(3) 被告の受託業務管理規則には、①先物取引経験のない委託者で当初預託

金が1000万円以上の場合の者については、取引開始後3か月以内における未決済新規注文の残存枚数を300枚までとする、②委託者から上記受注枚数を上回る建玉の申出があり、顧客管理担当外務員の管理職社員が妥当と判断した場合は、顧客相談部長に報告書を添えて報告をし、審査を受ける、③上記報告を受けた顧客管理部長は、報告事項についてその内容を精査し、適否を判定するとの定めがある(乙13)

(4) 被告社員であるAは、平成15年6月16日、原告の出身高校の後輩であるとして、商品投信の販売活動のために原告宅を訪問した。原告は、Aから、商品投信の説明を聞いた後、クラスラ・ファンドⅡという商品投信を200万円(手数料込みで203万円)で購入することとした。原告は、購入申込書の投資経験、資産状況等に関する記入部分に、投資経験として、株式の現物・信用取引、債券・投信の経験があること、資産状況として、年収が500万円以上あること、当初の投下資金は1000万円以上であること、資産が1億円以上あることを記載した。原告は、それまでに、  
において商品先物取引を行った経験があったが、この点は記載しなかった(甲17の3, 35, 乙2, 25, 原告本人)。

(5) Aとその上司であるBは、同年6月19日、上記商品投信の代金を受け取るために原告宅を訪れ、同代金を受け取った。その際、AとBは、原告に対し、東京工業品取引所の灯油とガソリンを取り上げ、これら2商品を組み合わせて先物取引をすれば、安全で確実に利益を得られる、商品投信では年間利回りが10パーセントから20パーセントであるが、商品先物取引ではそれ以上の利回りが得られる、被告の社員が取引をうまく誘導、助言するので心配はいらぬなどと説明して、商品先物取引を勧誘した。(甲35, 乙25, 証人C, 原告本人)。

原告は、上記勧誘に対して、原告が平成14年4月から7月にかけて廃業した公衆浴場の土地建物を売却し、その売却代金で平成15年12月までに



買換資産を購入する予定であったことから、資産買換えに備えるべく同年9月末までに投資金全額を返還することを約束してくれるなら、商品先物取引を始めてもよいと述べ、AとBは、必ず同月末までには投資金を返還する旨の本件約束をした。そこで、原告は、灯油とガソリンとを組み合わせた商品先物取引を始めることを申し出た（甲35、原告本人）。

A及びBは、原告から上記申出を受けたことから、原告に対し、「商品先物取引委託のガイド」及び「受託契約準則」を交付し、これらに沿って商品先物取引の仕組みや危険性について一通り説明をした。原告は、同説明を聞き、先物取引の危険性を了知した上で受託契約準則の規定に従って原告の判断と責任において商品先物取引を行うことを承諾する旨の記載のある約諾書等に署名押印し、Aらに渡した（甲18の1・2、19の1、35、乙3、4、原告本人）。

(6) Bは、同年6月23日、原告宅を訪問し、灯油50枚とガソリン50枚の組合せ取引を勧誘し、原告は、これに応じてその内容の組合せ取引を委託し、同日午後、銀行振込みの方法で1050万円を被告に送金した。

B、C及び被告の管理部門の社員であるDは、同日夕方、原告宅を訪問し、原告に対し、1050万円の預り証を交付するとともに、原油や白金にも手を広げて投資した方がよい、多種の商品に分散して投資することによって安全性が高まる、多種の商品の値動きについては被告社員が常に目配りをして助言するので心配はいらないなどと説明して、更なる投資を勧誘した。原告は、これに応じることとし、資金については、Bのアドバイスにより、同月16日に購入した商品投信を解約して返戻される代金203万円を用いることとし、これと別途手渡しで交付した現金7万円とを合わせた210万円を充てた（甲35、乙25、証人C、原告本人）。

Dは、上記の勧誘の際、管理部門の立場から、再度、原告に対し、商品先物取引委託のガイドに基づき、同ガイドに書き込みをしながら商品先物

取引の仕組みと危険性を説明し、また、被告作成の「建玉が損勘定になった時の対処について」と題する書面を用いて建玉が損勘定になった場合の具体的な対処方法を説明した。上記の説明を受けた原告は、B又はCから示された見本に従って、「今般、貴社を通じ商品先物取引を行ふにあたり、委託のガイドの交付および説明を受け、取引の仕組み、ルール（追証、足、両建）投機性を充分理解したうえで、自己の責任と判断において取引いたします。また資金については自己の余裕資金の範囲内とし、損得は全て私の責任において処理いたします。」と自筆で記載した申出書を作成し、また、「アンケートのお願い」と題する書面に、委託のガイド及び受託契約準則の交付を受け、それらの内容について説明を受け理解した、商品先物取引の危険性について説明を受け理解している、手数料の抜け幅又は額を知っている、追証拠金の値幅又は額を知っているとの回答を記入し、これらをBに交付した。原告は、その際、B及びCとの間で、本件約束の確認をした（甲18の1・2、19の1、乙5、6、7）。

- (7) Bは、同月24日、原告宅を訪問し、自動車の点火触媒として用いられる白金が中国本土における自動車需要の増大見込みから値上がりが見込まれるが、現在はまだ安値圏内なので今こそが買付けの好機であるなどと説明して、白金の先物取引を勧誘した。原告は、同勧誘を受け入れ、白金の先物取引を行うこととし、同日夕方、300万円を被告に追加送金した。原告は、その際、Bとの間で、本件約束の確認をした（甲35、乙25、証人C、原告本人）。
- (8) 被告は、上記(6)及び(7)記載の原告からの送金等の合計1560万円を預り証拠金として、同日、白金につき50枚買建て、灯油につき10枚売建てと50枚買建て、原油につき10枚買建て、ガソリンにつき50枚売建ての各売買注文を執行した。
- (9) Cは、同年8月中旬過ぎころ、原告に対し、「上場直後は必ずプレミア

ムがつく。』、「取引所の営業政策上必ず値上がりするように事を運ぶ。』、「今、少し損が出ているが、短期間で取り戻せる。」などと言って、9月上旬に試験上場される軽油の先物取引を勧誘した。原告は、証券取引の経験に照らして、商品が新たに上場される際にはその直後にほぼ必ず値上がりすると考え、この勧誘を受け入れ、軽油200枚を新たに買い建てることとした（甲35、乙25、証人○，原告本人）。

○は、同年9月2日、原告が軽油の先物取引を始めるとなると、新規委託者に係る制限枚数300枚を超えることになるので、受託業務管理規則14条2項に基づき、報告書を添えて、顧客相談部長の○に審査を申し出た。上記報告書には、①原告の差引益金が累計で707万800円あること、②原告は、取引開始から2か月間が経過し、難平、両建等を経験したこと、③原告は、株式取引の経験が豊富であることなどが記載されており、○は、上記事項を勧案して、原告に取引適格があると判断した（甲35、乙20、25、証人○，原告本人）。

原告は、同月4日、上記軽油の先物取引に関して、2100万円を被告に送金した（甲35）。

(10) ○は、同月8日の朝、原告に対し、軽油に関して、「予想外の高値が付いている。」と報告し、「すぐに値下がりすると思うので、当初の予定を変えて売建てから入りたい。」と説明した。原告は、○の提案を受け入れ、軽油300枚を売建てした上、日計り商いで、直ちにそのうちの84枚を買い仕切ると共に、改めて軽油50枚を売建てした（甲35、原告本人）。

(11) 原告は、同月16日、多額の含み損のあった建玉を仕切り、532万円の損失を出した。そこで、○は、原告に対し、ゴムの需要が特に中国で拡大しており、東京工業品取引所のゴムの価格も上昇するなどの説明をし、ゴムが値上がり基調にある価格グラフを示して、ゴムの先物取引を勧誘した。原告は、同勧誘を受け入れ、ゴムの先物取引を始め、同年10月14

日には、ゴムの先物取引により463万円の売買利益を得た(甲35, 乙25, 30, 証人C, 原告本人)。

この際、原告は、Cに対し、再度、不動産の買換資金として必要なので、投資金は同年12月までに返還してほしいと申し入れた。

(12) 被告における原告の担当者は、同年10月中旬ころ、Cからその上司であるEに変更となった。Eは、同月16日、原告宅を訪れ、原告から、取引を通じて損失を回復させたいが、取引を増加させることにより追証拠金が必要となることを避けたいとの話があったため、追証拠金のかからないオプション取引を勧めた。原告は、オプション取引の経験はなかったが、Eから、同取引についても助言をする、本件先物取引の預託金から資金を回すこともでき、新たな追加資金は不要であるとの説明を受けたことから、オプション取引を始めることとした。Eは、原告に対し、オプション取引のガイドを用いて、オプション取引の説明をし、原告は、同月31日より、東京穀物商品取引所におけるコーンのオプション取引を始めた(甲35, 乙10, 32, 証人E)。

(13) 原告は、同年12月に入っても本件約束が守られなかったことから、本件取引の投資金の返還金を資産の買換資金とすることができず、やむなく別途資金を手当てして、同月19日、買換資産となる不動産を購入した(甲27の1・2, 35, 原告本人)。

(14) Eは、同月中旬ころ、原告に対し、それまでの本件取引における確定損益が利益勘定になっていたもので、このままでは所得税法上課税対象になるが、年末までに含み損失を現実化し、それにより利益(所得)がない状態を作り出せば、課税されないとの助言をした。原告は、同助言を受け入れて含み損失のある建玉を損切り処分した結果、同月25日時点における本件取引の確定損益は、約1680万円の損失となった(甲35, 乙32, 証人E, 原告本人)。

(15) Eは、平成16年2月2日、原告に対し、本件取引に関して693万円の追証拠金が必要になったことを連絡し、原告は、翌3日、700万円を被告に送金した（甲35、乙32、証人E、原告本人）。

原告は、本件約束が守られなかったことに加え、追証拠金を支払うという事態になったことから、同月9日ころ、被告から送付された同日付け発行の残高照合通知書（オプション取引）に添付の回答書に、「Cさんとの取引最初の約束平成15年9月末日迄に出資証拠金の元金は必ず心配なく返金致しますとの約束を早く実行して下さいとうお願い致します」と記入して、これを被告に返送した（甲25の1、35、原告本人）。

これに対し、Eらは、原告宅に来訪し、原告に対し、上記回答書に記載された文章を書き直してほしいと申し出るとともに、「9月末までで返金を受けたい意向で申し出ましたが、内容がマイナスとなっていたので様子を見ることにしました。その後も改善せず到现在に至っている状況です。担当者からもこれまで以上に十分な情報提供に努め慎重なアドバイスを心掛けるとのことであり、今後も自己の責任と判断で取引を継続します。」との文案を提示した。しかし、原告は、回答書に記載した文章は事実のとおり記載したのであって、何ら変更する必要はないと反論して、Eらの上記申出を断った（甲25の2、35、原告本人）。

(16) 原告は、本件取引によって多額の損失が出ており、被告社員の助言に従っているだけでは損失を取り戻すことができないのではないかと、自分でも商品先物取引について勉強する必要があると考え、平成16年2月13日、被告の大阪支店を訪れた。EとDは、原告に対し、コーンの先物取引を推奨し、現在高値で今後は値下がりに転じるので売建てから買った方がよい、値上がったとしても最高値は2万円程度で、それ以降は値下がりするから確実に利益が得られるなどと助言した。原告は、同助言を受け入れ、コーン10枚の売建てを行った。

(17) 原告が被告を通じて行った本件取引の具体的内容は、別紙1建玉分析表及び別紙2オプション取引一覧表のとおりである。その取引回数は739回であり、委託手数料の総額は4750万0800円であった。本件取引における確定損益としては利益勘定であったが、上記の委託手数料との関係で、本件取引の最終結果は、4221万3790円の損失（本件先物取引に係る分が3469万5240円、本件オプション取引に係る分が751万8550円）となった。

なお、原告は、本件取引を通じ、仕切処分により利益が生じた場合でも、被告から利益金を出金して取得したことはなく、利益金はすべて証拠金等に振り向けられた。

(18) 原告は、本件取引について、被告から、逐次、取引明細書又は残高照合通知書の送付を受け、これらに添付されている回答書に署名し、又は署名に加えて押印及び「取引確認しました」や「今日迄の取引は問題ありません」と記載して、これを被告に返送していた（乙11の1～20、12の1～10、弁論の全趣旨）。

本件先物取引に係る取引明細書には、その作成日の時点までに行われた取引で建玉が残っているもの及び同日行われた取引の内容が個別に記載されているほか、それぞれの取引に係る値洗損益金の額、本証拠金の額、預り委託証拠金の額、差引損益金（帳尻金）の額等が記載されている。本件オプション取引に係る取引明細書には、その作成日の時点までに行われた取引で建玉が残っているもの及び同日行われた取引の内容が個別に記載されているほか、それぞれの取引に係る値洗値段、オプション帳尻金の額、オプション取引余剰金の額、預り委託証拠金の額、差引損益金（帳尻金）の額等が記載されている。

## 2 欺瞞的勧誘（第2、2(1)ア(ア)の争点）について

原告は、被告社員が、商品投信又は組合せ取引をおとりに用いて、原告を商

品先物取引に誘い込んだのは、欺瞞的な勧誘であり、違法である旨主張する。

しかし、前記認定事実によれば、原告は、本件先物取引を行う以前に入や萬成証券において8か月以上の間にわたって商品先物取引を行っていたことが認められる。このような商品先物取引経験に照らすと、原告は、被告社員から商品先物取引を勧誘された当時、すでに商品先物取引について相当程度の知識を有していたものと推認される上、前記認定事実によれば、原告は、本件先物取引を始める際にも、被告社員から、商品先物取引の仕組み等の説明を受け、本件先物取引を始めていることが認められるのである。以上によれば、原告は、商品投信を購入したことを契機として、なし崩し的に商品先物取引に引き入れられたものとみることはできないし、また、本件先物取引は、被告社員から説明及び勧誘を受けた組合せ取引の手法がとられて始まっているが、そうであるからといって、被告社員が同手法以外の手法による商品先物取引の勧誘をすることが制約されるという理由は見いだせない。そうすると、原告が本件先物取引を始めるについて、商品投信や組合せ取引がおとりの役割を果たしたということとはできず、この点を前提とする原告の上記主張は、採用することができない。

### 3 説明義務違反（第2、2(1)ア(イ)の争点）について

原告は、被告社員が原告に対して行った商品先物取引の勧誘は、利益を偏重したものであって、原告が商品先物取引の仕組み及び危険性について十分理解し得ないものであり、説明義務に反する旨主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、原告は、本件先物取引を始める以前に、約8か月以上の間にわたる商品先物取引経験を有する者であり、商品先物取引について相当程度の知識を有していた者であると推認される。そうすると、商品先物取引の仕組みや危険性についての認識も、相応に有していたと見るのが相当である。

また、前記認定事実によれば、A、B及びDは、本件先物取引に係る

委託契約締結の際、原告に対し、「商品先物取引委託のガイド」及び「受託契約準則」を交付し、これらに沿って先物取引の仕組みや危険性について一通り説明を行っていることが認められ、これに加えて、上記ガイド（甲18の1）の内容に照らせば、原告は、これらを精読することにより、商品先物取引の仕組みや危険性について理解し、認識することができたものというべきである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができない。

#### 4 断定的判断の提供（第2，2(1)ア(イ)の争点）について

- (1) 原告は、本件先物取引のうちの軽油の先物取引に関して、被告社員が断定的判断を示して勧誘したと主張する。

前記認定事実によれば、原告は、平成15年9月に軽油の先物取引を行っているが、この取引は、同年8月中旬過ぎころ、○から、「上場直後は必ずプレミアムがつく。」、「取引所の営業政策上必ず値上がりするように事を運ぶ。」、「今、少し損が出ているが、短期間で取り戻る。」などと言われて、同年9月に試験上場される軽油の先物取引を勧誘されたことによるものであることが認められる。ところで、○が指摘した上記の点は、株式取引等を行う者において一般的に知られている事項であり、また、前記認定事実によれば、原告自身もその株式取引の経験に照らして○の上記説明が妥当なものであると考えて本○の勧誘を受け入れ、上記軽油の先物取引を始めたことが認められる。以上の点を併せみると、原告は、○の上記説明をそのまま鵜呑みにして軽油の先物取引を始めたものということとはできず、軽油の先物取引に関する○の上記説明が断定的判断を提供したものであるということもできない。

- (2) また、原告は、本件先物取引のうちゴムの先物取引に関して、被告社員が断定的判断を示して勧誘したと主張する。

前記認定事実によれば、○は、原告に対し、ゴムの需要が特に中国で拡大していることを説明し、ゴムが値上がり基調にあることを表した価格グラ



フを示して、ゴムの先物取引を勧誘したことが認められる。しかし、このAの言動は、Aが、相場の一般的な傾向や各種の情報を前提として、自己の相場観に基づく意見を述べたにとどまるといふべきものであり、Aの上記言動をもって断定的判断の提供があったとまではいえない。

(3) 以上によれば、断定的判断に関する原告の主張は、採用することができない。

#### 5 本件約束及びその不履行（第2、2(1)ア(エ)の争点）について

(1) 原告は、被告社員が本件約束をしたこと及びそれを履行しなかったことが、本件取引の違法を根拠づけると主張する。

前記認定事実によれば、原告は、平成14年4月から7月にかけて、所有する土地建物を売却したが、税金対策上、平成15年12月までに買換資産を購入する予定であったため、B及びCから商品先物取引の勧誘を受け、資産買換えに備えるべく同年9月末までに投資金全額を返還することを約束してくれるなら、商品先物取引を始めてもよいと述べ、B及びCは、これを約束するとの対応をしたことが認められる。

ところで、商品先物取引は、いわゆるハイリスク・ハイリターンの投機的取引であって、相場の変動次第では多額の損失が発生し、当初の投資金が返還されなくなる可能性があるものである。商品取引員又はその所属外務員が、このような商品先物取引を勧誘するに際して、相手方にその希望する期限までに投資金全額の返還を約束することは、個別の商品先物取引において投資金が充当されることになる損失が発生してもその損失を100パーセント補てんすることを意味するものであり、商品先物取引において許されない違法な勧誘に当たるといふべきである。

以上のとおり、B及びCによる原告に対する本件約束を伴う商品先物取引の勧誘は、違法であり、原告に対して不法行為を構成するものといふべきである。

(2) なお、○及び△は、それぞれの証人尋問において、原告との間で本件約束をしていない旨の証言をしているが、上記1(5)の認定事実にあるように、原告が被告に返送した残高照合通知書（オプション取引）の回答書に記載した本件約束の履行を求める旨の文章について、△自らが、「9月末までで返金を受けたい意向で申出ましたが、内容がマイナスとなっていたので様子を見ることにしました」という書き直し用の文案を提示していること並びに原告の反対趣旨の供述書及びその本人尋問の結果に照らして、信用することができない。

#### 6 新規委託者保護義務違反（第2，2(1)イ(ア)の争点）について

(1) 原告は、新規委託者に対する商品先物取引においては、取引開始後3か月間は受託枚数が20枚に制限されているとして、新規委託者に当たる原告が行った本件先物取引においては、上記制限に反した大量の取引が行われており、違法であると主張する。

しかし、本件先物取引当時、上記のような受託枚数の制限を定めた法令や商品先物取引業界における自主規制措置が存在することを認めるに足りる証拠はない（なお、昭和53年8月9日付けの全商連の通牒に基づく新規委託者保護規則は、新規委託者に対する取引開始後3か月間は受託枚数を20枚に抑制することを規定していたが、同規則は、平成元年11月27日に廃止されている。）。したがって、原告の上記根拠に基づく主張は、前提において失当というべきである。

(2) なお、前記認定事実によれば、被告の受託業務管理規則には、先物取引経験のない委託者で当初預託金が1000万円以上の場合については、取引開始後3か月以内における未決済新規注文の残存枚数を300枚までとする規定があることが認められる。

受託業務管理規則は、被告における内部基準を定めたものであるが、上記規定の趣旨は、商品先物取引が高度に投機的、複雑な取引であるため、商品

先物取引についての十分な知識及び経験を有しない新規委託者に最初から規模の大きい取引をさせると損失を拡大してしまうおそれがあることから、商品先物取引について習熟するまでの期間、そのような事態から新規委託者を保護するという点にあるものと解される。この点、原告は、先に述べたとおり、本件取引開始以前に入や萬成証券において8か月以上の間にわたる商品先物取引経験を有し、本件先物取引を始めた当時、すでに商品先物取引の仕組み及び危険性についての知識を有していたと認められる者であるから、上記受託委業務管理規則が規定する保護の対象となる新規委託者には当たらないというべきである。したがって、この点においても、原告の上記主張は採用することができない（なお、本件においては、原告は被告社員に対して商品先物取引の経験があることを告知しておらず、被告社員は原告を新規委託者として取り扱っていたことがうかがわれるが、原告が新規委託者に当たらない以上、原告について、上記受託管理業務規則の規定が原告に適用されることにはならない。）。

#### 7 両建（第2，2(1)イ(イ)の争点）について

原告は、本件先物取引において両建取引があることについて、被告社員の原告に対する両建の意味や利害得失についての説明が不十分であり、被告社員がこの点の認識のない原告に両建を勧誘した行為は、違法であると主張する。

両建は、委託者の予想に反して相場が変動し建玉が損勘定になった場合に、委託者が選択する対処方法の一つであり、値洗い損が生じたときに損失を固定でき、両建の仕切りによっては結果的に利益が出る場合もあること、両建そのものを禁止する法令は存在しないことからすれば、両建が委託者にとって全く無意味であり、両建をすること自体が直ちに違法と評価されるべきものということとはできない。しかし、両建は、新たに同額の対立する建玉をすることにほかならないから、委託証拠金が新たに必要となるほか、最終的に双方の建玉を仕切った場合の委託手数料も倍額必要となる。また、両建をする場合には、一

且仕切って新たに建玉をした場合よりも、仕切りのタイミングに関して難しい判断を要するということが、一般に言われている。以上の点に照らすと、商品先物取引を勧誘する商品取引員側の者が、上記のような両建の経済的効果や仕切りのタイミングの困難性について十分理解していない者に対し、損失を生じている既存の建玉を仕切ることをせずに両建をするよう勧誘することは、取引の危険性を告げないまま取引させる場合と同視することができ、違法と評価されるものと解すべきである。

これを本件について検討するに、争いのない別紙1建玉分析表によれば、本件先物取引において両建取引がされていることを認めることができるところ、前記認定事実によれば、原告は、戦後間もないころから株式取引の経験があり、両建と同じく取引が損勘定になったときの対処方法の一つである難平という取引手法を経験していたこと、原告は、本件先物取引を行う以前に行っていた入や萬成証券における商品先物取引の中で、両建取引をしていること、本件先物取引と並行して再度始めた入や萬証券における商品先物取引の中でも、両建取引をしていることが認められる。これらの事実からすると、原告は、少なくとも本件先物取引を行っている段階では、両建取引について、その意味、経済的効果、仕切りのタイミングの困難性に関する一応の認識を有し、商品先物取引の手法の一つとして活用していたものと推認することができる。

以上によれば、本件先物取引における両建取引については、原告はその意味等を認識して建玉したものということができるから、原告が両建取引の利害得失に関する認識を有しないことを前提とする原告の上記主張は、採用することができない。

#### 8 事実上の一任売買（第2、2(1)イ(ウ)の争点）について

原告は、本件取引は、原告が被告社員から勧誘された特定の売買取引をそのまま追従して応じたものであり、実質的には被告社員の投資判断に基づく取引であるから、事実上の一任売買に当たり、違法である旨主張する。

商品先物取引の専門家でない一般投資家が商品取引員を通じて商品先物取引を行う場合、通常、一般投資家は、商品取引員の所属外務員から専門家としての相場観に基づく特定商品の先物取引の勧誘を受け、当該外務員の専門的知識、経験を信頼し、提示された相場観を受け入れて取引を行うものであるところ、このような形態、経過で行われる商品先物取引は、委託者の意思が全く入らないいわゆる無断売買や一任売買とは異なり、委託者の意思に基づく取引と評価し得るものというべきである。

前記認定事実によれば、本件取引は被告社員からの主導的な勧誘によるものであると認められるが、他方で、原告にはそれ以前に入や萬成証券において商品先物取引をした経験があること、原告は、被告から、事後的に個別の取引内容等を具体的に記載した取引明細書等の書類の送付を受け、被告に対し、その内容を確認したあるいは取引に問題はない旨を付記した回答書を返送していたことなどが認められ、これらの事実関係に照らすと、本件取引は、原告が被告社員の提示する相場観や各種情報に盲従して行ったものとはいえず、原告自らの意思に基づいて行われたと認め得るものというべきである。

したがって、本件取引については、これを一任売買と同質なものと評価することはできず、原告の上記主張は採用することができない。

#### 9 過当取引（第2，2(1)イ(エ)の争点）について

原告は、別紙1建玉分析表のとおり、取引開始日に合計170枚の建玉をしたのを始め、取引開始後3か月に満たない平成16年9月22日には合計530枚の建玉を行い、その後も同年末にかけて500枚～800枚という多数の建玉を維持するなど、わずか10か月余りの間に取引回数が739回に上る極めて多数回かつ大量の商品先物取引を行っている。そして、前記認定事実によれば、これらの商品先物取引は、被告社員が主導的に勧誘した結果によるものと認められる一方、原告にこのような多数回かつ大量の商品先物取引を行わなければならない必然性があつたことはいかぬ。このような多数回かつ大

量の商品先物取引を行う場合、値動きの予想が外れた場合に原告が被る損失は莫大なものになる危険性があるほか、被告に対する委託手数料が必ず発生するものであるところ、前記前提事実によれば、本件取引のうち本件先物取引における確定損益は利益勘定であったのに、被告に支払った委託手数料が5185万1800円に上り、結局、原告は、合計4221万3790円の損失が発生しているのである。また、前記認定事実によれば、本件オプション取引は、本件先物取引と全く別個に行われたものではなく、本件先物取引における損失回復手段として行われたものと認められ、上記各取引は一連の取引と評価できるものであるところ、本件オプション取引においても、751万8550円の損失が発生している。

以上の点に照らせば、被告社員の本件先物取引及び本件オプション取引の勧誘は、一連のものとして見ることができるものであり、被告社員らが過大な委託手数料収入を上げることを図り、原告をして不当に多数回かつ大量の取引に誘ったものと評価することができる。そうすると、本件取引の勧誘は、その全体として、受託者が負うところの受託事務を誠実公正に行う義務に反し、社会的相当性を逸脱するものとして、不法行為を構成するというべきである。

#### 10 まとめ

以上によれば、被告社員が行った本件取引の勧誘は、損失補てんを内容とする本件約束を伴う点において、また、過当に多数回かつ大量の取引を勧誘した点において違法であり、原告に対する不法行為を構成するというべきである。

したがって、被告は、被告社員が業務の執行として行った上記不法行為につき、民法715条に基づき、使用者責任を負うと認めるのが相当である。

#### 11 損害の発生及び損害額（第2、2(2)の争点）について

(1) 前記前提事実のとおり、原告は本件取引によって合計4221万3790円の損失を被っており、これが原告が被った損害額となる。

他方で、① 前記のとおり、原告は、その学歴や社会的地位等からして、

通常の社会人として十分な判断能力を有しており、また、被告との間で本件先物取引及び本件オプション取引に係る委託契約を締結する際には、商品先物取引及びオプション取引の仕組みや、これらの取引を行うことはハイリスク・ハイリターンな投機的行為であり危険性を内包したものであることを理解していたと認められること、② 前記前提事実及び前記認定事実のとおり、原告は、本件取引において、平成15年12月9日以降、差引損益計算上損失が拡大し続けている状態にあり、そのことを被告から送付される取引明細書等により認識し得たにもかかわらず、取引を終了させずに、逆に、損を取り戻し、あるいは利益を確保するためと勧誘され、これに応じて本件取引を継続したこと、③ 前記認定事実のとおり、原告は、本件取引開始直後の平成15年7月7日から再び 乙 との間で商品先物取引委託契約を締結し、本件取引と並行して平成17年6月16日まで同会社においても商品先物取引を行い、相当額の損失を被り、さらに、本件取引において上記のとおり多額の損失を被ったにもかかわらず、その終了から1か月も経たない平成16年5月6日に、 丙 との間で商品先物取引委託契約を締結し、商品先物取引を始めていることに照らすと、原告が本件取引で多額の資金を投資した要因として、被告社員の勧誘のみならず、原告自身に商品先物取引に対する積極的な意欲があり、これが大きく影響したと考えるのが相当である。以上の点にかんがみると、原告にも、本件取引によって生じた損害の発生及び拡大につき相応の過失があるというべきであり、その過失割合は、上記の諸事情を総合勘案すると、6割と認めるのが相当である。そうすると、原告の上記損害のうち被告が賠償すべき額は、1688万5516円となる。

なお、原告は、原告については過失相殺をすべき事情はない旨の主張をするが、上記で述べた原告の属性等にかんがみれば、上記割合による過失相殺をすることは、損害の負担の公平上、必要であるというべきである。原告の

上記主張は、採用することができない。

(2) 慰謝料について

原告は、上記財産的損害の賠償に加えて、慰謝料の支払も請求している。しかし、一般的に財産的損害が金銭賠償によって補てんされた場合には、特段の事情がない限り、財産的損害とは別に損害賠償によって慰謝すべき精神的損害は発生しないと解されるどころ、本件取引については、上記特段の事情を認めるに足りない。したがって、慰謝料請求は理由がない。

また、原告は、被告の悪質行為に対する制裁的賠償も請求している。しかし、我が国の民法が定める不法行為による損害に対する賠償制度は、不法行為によって被害者が被った損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させて補てんすることを目的としているものであり、これを超えて、加害者に懲罰や制裁を課したり、不法行為の再発防止を図ったりすることなどを目的とするものではなく、このような懲罰的損害賠償は、上記制度の予定しないところである。したがって、制裁的賠償請求も理由がない。

(3) 弁護士費用について

本件事案の内容、審理経過、本件認容額等諸般の事情を総合すれば、本件における不法行為と相当因果関係がある弁護士費用は、上記(1)の損害額の1割に当たる168万円と認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、1856万5516円及びこれに対する不法行為後の日である平成16年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。



裁判長裁判官 青 野 洋 士

裁判官 武 部 知 子

裁判官 湯 淺 徳 恵





元帳)

建玉分析表

金帳新 特定売買判定方法: a) 1 (条件に判定) r) 1 (有, 不, 重複有, 商品単独, 異月組) r) 1: 約定日・商品銘柄・通筋・約定日時・登録No

Table with columns: No., 約定日付, 商品名, 通筋, 異月, 新規取引, 数量, 約定金額, 売残, 委託, 委託, 買取, 買取, 売取, 売取, 売買損益金, 委託手数料, 手数料累計, 消費税, 差引損益金, 差引損益累計, 種別. Rows 01 to 135.

# 建玉分析表

(元帳)

金額

特定売買判定方法: 1-1 (金件に判定) 117有、不、重複有、商品単独、限月毎視 1-1: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場所	限月	期規索引	価格	約定金額	取次所	託宝	買取数	売残	買残	買取損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	種玉
136	2003/10/07	東工一燈油	08:08	2004/03		25880	16,618,000	6	新		108	100							
137	2003/10/07	東工一燈油	08:08	2004/03		25880	95,482,000	37	新		149	100							
138	2003/10/07	東工一燈油	08:08	2004/03		25880	18,102,000	7	新		150	100							
139	2003/10/07	東工一ゴム	前1期	2004/03		138.0	28,800,000			20	150	120							
140	2003/10/07	東工一ゴム	前2期	2004/03		138.2	28,840,000			20	150	140							
141	2003/10/07	東工一ゴム	後1期	2004/03		133.2	28,640,000			20	150	160							
142	2003/10/07	東工一ゴム	後2期	2004/03		133.6	28,720,000			20	150	180							
143	2003/10/07	東工一ゴム	後3期	2004/03		133.1	28,620,000			20	150	200							
144	2003/10/08	東工一ガソ	08:10	2004/04		24450	244,500,000	100	新		250	200							
145	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	7,805,000			3	247	200	30,000	11,400	8,733,000	570	18,030	11,330,350	
146	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	28,350,000			10	237	200	100,000	38,000	8,771,000	1,000	80,100	11,390,450	
147	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	5,270,000			2	235	200	20,000	7,600	8,778,600	380	12,020	11,402,470	
148	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	5,270,000			2	233	200	20,000	7,600	8,786,200	380	12,020	11,414,490	
149	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	5,270,000			2	231	200	20,000	7,600	8,793,800	380	12,020	11,426,510	
150	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	13,175,000			5	228	200	50,000	18,000	8,812,800	850	30,050	11,458,560	
151	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	225	200	10,000	3,600	8,816,400	180	6,010	11,464,570	
152	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	224	200	10,000	3,600	8,820,000	180	6,010	11,468,580	
153	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	7,805,000			3	221	200	30,000	11,400	8,831,400	570	18,030	11,480,610	
154	2003/10/08	東工一ガソ	12:48	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	15,810,000			6	215	200	80,000	22,800	8,854,200	1,140	36,050	11,522,670	
155	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	62,700,000			20	195	200	200,000	78,000	8,830,800	8,800	120,200	11,642,870	
156	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	28,350,000			10	185	200	100,000	38,000	8,868,800	1,900	80,100	11,702,970	
157	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	10,540,000			4	181	200	40,000	15,200	8,883,600	780	24,040	11,727,010	
158	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	15,810,000			6	175	200	80,000	22,800	10,008,800	1,140	36,050	11,763,070	
159	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	174	200	10,000	3,600	10,010,400	180	6,010	11,768,080	
160	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	172	200	10,000	3,600	10,014,000	180	6,010	11,775,090	
161	2003/10/08	東工一ガソ	12:50	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	172	200	10,000	3,600	10,018,000	180	6,010	11,781,100	
162	2003/10/08	東工一ガソ	12:51	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	44,785,000			17	155	200	170,000	64,600	10,082,600	8,230	102,170	11,883,270	
163	2003/10/08	東工一ガソ	12:58	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	154	200	10,000	3,600	10,086,400	180	6,010	11,889,280	
164	2003/10/08	東工一ガソ	12:57	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	153	200	10,000	3,600	10,090,200	180	6,010	11,895,290	
165	2003/10/08	東工一ガソ	12:57	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	5,270,000			2	151	200	20,000	7,600	10,097,800	380	12,020	11,807,310	
166	2003/10/08	東工一ガソ	12:57	2004/04	2003/10/08 09:10	24350	2,635,000			1	150	200	10,000	3,600	10,101,600	180	6,010	11,813,320	
167	2003/10/08	東工一灯油	13:34	2004/04		24880	86,836,000			27	150	227							
168	2003/10/08	東工一灯油	13:34	2004/04		24880	48,380,000			20	150	247							
169	2003/10/08	東工一灯油	13:34	2004/04		24880	7,404,000			3	150	250							
170	2003/10/09	東工一ガソ	08:10	2004/04		26100	261,000,000	100	新		250	250							
171	2003/10/10	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 前1期	137.0	27,400,000	20	新		250	230	800,000	160,000	10,281,600	8,000	632,000	12,545,320	3
172	2003/10/10	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 前2期	137.0	27,400,000	20	新		250	210	780,000	180,000	10,421,800	8,000	592,000	13,137,320	3
173	2003/10/10	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 後1期	137.0	13,700,000	10	新		250	200	380,000	80,000	10,501,600	4,000	298,000	13,439,320	3
174	2003/10/14	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 後1期	138.7	13,870,000	10	新		250	190	650,000	90,000	10,581,600	4,000	468,000	13,889,320	7
175	2003/10/14	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 後2期	138.7	27,740,000	20	新		250	170	1,020,000	180,000	10,741,800	8,000	852,000	14,761,320	7
176	2003/10/14	東工一ゴム	前1期	2004/03	2003/10/07 後3期	138.7	27,740,000	20	新		250	150	1,120,000	190,000	10,901,600	8,000	852,000	15,703,320	7
177	2003/10/15	東工一ガソ	08:35	2004/03	2003/09/08 09:52	26780	83,580,900	20	新		250	130	700,000	162,000	11,053,600	7,800	540,480	16,243,720	37
178	2003/10/18	東工一灯油	10:35	2004/04	2003/10/08 13:34	25810	12,905,000	6	新		250	125	585,000	38,000	11,081,600	1,900	625,100	16,768,820	8
179	2003/10/18	東工一灯油	10:35	2004/04	2003/10/08 13:34	25810	38,715,000	15	新		250	110	1,885,000	114,000	11,205,600	5,700	1,575,300	18,344,120	8
180	2003/10/17	東工一ガソ	08:48	2004/04	2003/10/08 09:10	27680	30,338,000			11	238	110	-1,828,000	83,600	11,288,200	4,180	-1,716,780	16,628,340	8

37

元帳)

建玉分析表

金額

特定差異判定方法: n+1 (条件判定) 177有, 不0, 重積有, 商品単純, 限月無視 7-1: 約定日+商品銘柄+増取+発注日時+登録No

Table with columns: No., 約定日付, 商品名, 増取, 限月, 新規索引, 値段, 約定金額, 発取, 発取, 発取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取, 買取, 売取. Rows 181-225.



元帳

建玉分析表

金額

特定売買約定方法: a) -> 1 (条件に判定) y/y/y, 不0, 重複有, 商品単位, 限月無誤 y-1: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No.

No.	約定日付	商品名	場所	限月	新指集引	振込	約定金額	売買	残高	残玉	買取	売取	売買差益金	委託手数料	手数料累計	積戻金	差引損益金	差引損益累計	種別	
271	2003/10/31	東工一白ム	後1第	2004/03	2003/10/30 後1第	165.0	31,000,000	20	注			240	340	840,000	160,000	18,661,600	8,000	772,000	15,067,320	1
272	2003/10/31	東工一白ム	後1第	2004/03	2003/10/31 前1第	165.0	31,000,000	20	注			240	320	720,000	80,000	18,441,600	4,000	698,000	15,703,320	
273	2003/10/31	東工一白ム	後1第	2004/04	2003/10/31 前1第	163.0	48,170,000	30	注			240	280	670,000	120,000	18,761,600	8,000	744,000	16,447,320	
274	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/04		2593	8,482,800				新	6	240	285						
275	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/06		2570	12,850,000				新	10	240	305						
276	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/08		2562	12,780,000				新	10	240	315						
277	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/10		2532	12,880,000				新	10	240	325						
278	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/02		2818	1,308,500				新	1	240	328						
279	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/02		2818	1,308,500				新	1	240	327						
280	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/02		2820	10,480,000				新	8	240	325						
281	2003/11/05	東工一白金	14:53	2004/04		2563	2,888,500				新	3	240	338						
282	2003/11/05	東工一白金	14:58	2004/04		2593	2,683,000				新	2	240	340						
283	2003/11/05	東工一白ム	前2第	2004/04		166.0	78,900,000				新	50	240	380						
284	2003/11/06	東工一白金	08:28	2004/10		2547	82,401,600				新	48	240	438						
285	2003/11/06	東工一白金	08:28	2004/10		2547	1,278,500				新	1	240	440						
286	2003/11/06	東工一白金	10:20	2004/02	2003/10/30 10:23	2850	1,325,000	1	注			240	438	92,000	8,800	18,778,400	445	22,855	18,488,875	7
287	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/10/30 10:23	2850	1,325,000	1	注			240	438	92,000	8,800	18,778,400	445	22,855	18,488,875	7
288	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/10/30 10:23	2850	6,825,000	5	注			240	433	180,000	44,600	18,823,800	2,225	113,275	18,605,905	7
289	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/10/30 10:23	2822	8,555,000	5	注			240	424	155,000	44,600	18,988,400	2,225	108,275	18,714,180	7
290	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/10/30 10:23	2822	1,311,000	1	注			240	427	31,000	8,800	18,877,300	445	21,855	18,735,835	7
291	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/10/30 10:23	2822	5,244,000	4	注			240	423	124,000	35,800	18,812,800	1,780	88,820	18,822,455	7
292	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/10/30 10:24	2850	3,976,000	8	注			240	428	88,000	28,700	18,838,600	1,335	67,885	18,880,420	7
293	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/11/05 14:53	2822	8,555,000	5	注			240	415	72,500	44,600	18,884,100	2,225	25,775	18,818,185	1
294	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/11/05 14:58	2850	1,325,000	1	注			240	414	15,500	8,200	18,993,300	480	5,840	18,822,035	1
295	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/11/05 14:53	2850	1,325,000	1	注			240	413	15,600	8,200	18,882,500	480	5,840	18,827,875	1
296	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/02	2003/11/05 14:53	2850	10,808,000	8	注			240	405	120,000	72,800	18,878,100	3,880	42,720	18,870,585	1
297	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/11/05 14:54	2822	3,833,000	3	注			240	402	43,500	28,700	19,102,800	1,335	15,465	18,988,060	1
298	2003/11/06	東工一白金	10:24	2004/04	2003/11/05 14:58	2822	2,422,000	2	注			240	400	88,000	17,800	18,128,800	880	10,310	18,988,370	1
299	2003/11/06	東工一白金	10:40	2004/08	2003/10/30 10:23	2800	5,200,000	4	注			240	398	128,000	35,800	18,166,200	1,780	88,820	17,884,980	7
300	2003/11/06	東工一白金	10:57	2004/08	2003/10/30 10:23	2800	1,300,000	1	注			240	395	31,600	8,800	18,185,100	445	22,155	17,107,145	7
301	2003/11/06	東工一白金	10:57	2004/08	2003/10/30 10:24	2800	3,800,000	3	注			240	392	84,600	28,700	18,181,800	1,335	88,485	17,173,810	7
302	2003/11/06	東工一白金	10:57	2004/08	2003/10/30 10:24	2800	2,800,000	2	注			240	380	68,000	17,800	18,208,600	680	44,370	17,217,820	7
303	2003/11/06	東工一白金	10:57	2004/08	2003/11/05 14:53	2800	13,000,000	10	注			240	380	160,000	88,000	18,288,800	4,450	58,550	17,274,470	1
304	2003/11/06	東工一白金	10:58	2004/08	2003/10/30 10:24	2584	2,684,000	2	注			240	378	88,000	17,200	18,315,800	880	48,840	17,324,410	7
305	2003/11/06	東工一白金	10:58	2004/08	2003/10/30 10:24	2584	10,336,000	8	注			240	370	222,000	58,800	18,384,800	3,440	188,780	17,524,170	7
306	2003/11/06	東工一白金	10:59	2004/10	2003/10/30 10:24	2585	12,825,000	10	注			240	360	345,000	88,000	18,470,600	4,300	254,700	17,778,870	7
307	2003/11/06	東工一白金	10:59	2004/08	2003/11/05 14:53	2584	18,896,000	10	注			240	350	180,000	88,000	18,558,800	4,300	88,700	17,848,870	1
308	2003/11/06	東工一白金	10:59	2004/10	2003/11/05 14:53	2585	12,825,000	10	注			240	340	165,000	88,000	18,842,800	4,300	74,700	17,823,270	1
309	2003/11/06	東工一白金	13:50	2004/04		2833	2,633,000				新	2	240	342						
310	2003/11/06	東工一白金	14:01	2004/04		2833	1,318,500				新	1	240	343						
311	2003/11/06	東工一白金	14:02	2004/04		2833	6,582,500				新	5	240	348						
312	2003/11/06	東工一白金	14:02	2004/04		2833	15,788,000				新	12	240	380						
313	2003/11/06	東工一白金	14:08	2004/02		2880	1,330,000				新	1	240	361						
314	2003/11/06	東工一白金	14:08	2004/02		2880	15,880,000				新	12	240	373						
315	2003/11/06	東工一白金	14:10	2004/08		2808	13,030,000				新	10	240	383						





元帳

建玉分析表

特定売買判定方法: A+1-1 (条件に判定) F付有、不、重複有、商品単独、原月無残、月月初残 F付の日・商品銘柄+場所+発注日時+登録N

金銭額

No.	約定日付	商品名	種別	原月	新規索引	数量	約定金額	売買要請	託主	買取	売取	買取	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	建玉	
318	2003/11/08	東工-白金	14:11	2004/02		2880	9,310,000			新	7 240 398									
317	2003/11/08	東工-ゴム		2004/04		156.0	82,000,000			新	40 240 430									
318	2003/11/08	東工-ゴム	前2期	2004/04		151.8	80,720,000			新	40 240 470									
319	2003/11/12	東工-ガス	13:03	2004/04	2003/09/22 09:28	27800	13,800,000			社	5 235 470	- 815000	38,000	18,890,800	1,800		-854,800	18,889,370	51	
320	2003/11/12	東工-ガス	13:09	2004/04	2003/09/22 09:28	27800	13,800,000			社	5 238 470	-815,000	38,000	18,718,800	1,800		-854,800	18,013,470	51	
321	2003/11/12	東工-ガス	13:09	2004/04	2003/09/22 09:28	27800	24,840,000			社	9 221 470	-1,847,000	88,400	18,787,000	3,420		-1,718,820	14,294,659	51	
322	2003/11/12	東工-ガス	13:03	2004/04	2003/09/22 09:28	27800	30,380,000			社	11 210 470	-2,013,000	83,800	18,878,800	4,180		-2,100,780	12,193,470	51	
323	2003/11/12	東工-ガス	13:03	2004/04	2003/09/22 09:28	27800	48,920,000			社	17 183 470	-3,111,000	129,200	18,899,800	8,480		-3,248,880	8,947,210	51	
324	2003/11/12	東工-ガス	13:03	2004/04	2003/09/22 09:27	27800	5,520,000			社	2 181 470	-388,000	15,200	20,016,000	780		-381,880	4,666,260	51	
325	2003/11/12	東工-ガス	13:03	2004/04	2003/09/22 09:27	27800	2,780,000			社	1 180 470	-183,000	-7,800	20,022,800	380		-180,880	8,374,270	51	
326	2003/11/12	東工-ガス	13:11	2004/03	2003/09/01 09:10	27280	18,368,000	6 社		1 180 484	-258,000	45,800	20,088,200	2,280		-306,880	8,088,390	72		
327	2003/11/12	東工-ガス	13:11	2004/03	2003/09/01 09:10	27250	43,818,000	18 社		180 448	-888,000	121,600	20,188,800	6,080		-816,880	7,262,710	72		
328	2003/11/12	東工-ガス	13:15	2004/03	2003/09/01 09:10	27240	48,032,000	18 社		180 430	-810,000	138,800	20,328,800	6,840		-888,640	6,289,070	72		
329	2003/11/12	東工-ガス	13:18	2004/06	2003/10/22 09:28	28000	112,000,000	40 社		180 380	1,820,000	304,000	20,630,800	15,200		1,800,800	7,889,870	21		
330	2003/11/12	東工-ガス	13:18	2004/06	2003/10/22 09:28	28000	28,000,000	10 社		180 380	489,000	76,000	20,708,800	3,800		400,200	8,300,070	21		
331	2003/11/12	東工-ガス	13:18	2004/06	2003/10/22 09:30	28000	84,000,000	30 社		180 350	1,470,000	228,000	20,834,800	11,400		1,398,800	9,630,470	21		
332	2003/11/12	東工-ガス	13:18	2004/06	2003/10/22 09:30	28000	8,400,000	3 社		180 347	147,000	22,800	20,857,400	1,140		123,080	9,853,730	21		
333	2003/11/12	東工-ガス	13:18	2004/06	2003/10/22 09:30	28000	47,800,000	17 社		180 330	833,000	129,200	21,088,800	8,480		697,340	10,351,070	21		
334	2003/11/12	東工-ガス	13:20	2004/04		27810	60,742,000			新	22 180 362									
335	2003/11/12	東工-ガス	13:20	2004/04		27810	22,088,000			新	8 180 380									
336	2003/11/12	東工-ガス	13:40	2004/04		27810	27,810,000			新	10 180 370									
337	2003/11/12	東工-灯油	13:21	2004/04		25700	20,580,000	8 新		188 370										
338	2003/11/12	東工-灯油	13:21	2004/04		25700	38,560,000	15 新		213 370										
339	2003/11/12	東工-灯油	13:21	2004/04		25700	17,890,000	7 新		220 370										
340	2003/11/12	東工-灯油	13:40	2004/04		25710	25,710,000	10 新		230 370										
341	2003/11/12	東工-灯油	13:08	2004/03	2003/09/18 09:57	28780	10,704,000			社	4 228 380	-504,000	30,400	21,117,000	1,520		-536,820	8,816,160	55	
342	2003/11/12	東工-灯油	13:07	2004/04		28250	28,250,000			新	10 228 380									
343	2003/11/12	東工-灯油	13:08	2004/04		28250	2,626,000			新	1 228 381									
344	2003/11/12	東工-灯油	13:08	2004/04		28250	23,626,000			新	9 228 380									
345	2003/11/12	東工-灯油	13:09	2004/03	2003/09/18 09:55	28750	5,958,000			社	2 224 380	-250,000	15,200	21,132,300	760		-266,880	8,648,180	55	
346	2003/11/12	東工-灯油	13:09	2004/03	2003/09/18 09:57	28750	5,358,000			社	2 222 380	-250,000	15,200	21,147,400	760		-266,880	8,283,230	55	
347	2003/11/12	東工-灯油	13:08	2004/03	2003/09/18 09:57	28760	18,058,000			社	8 218 380	-768,000	45,800	21,188,800	3,280		-803,880	8,478,350	55	
348	2003/11/12	東工-灯油	13:31	2004/03	2003/09/18 09:55	28800	10,728,000			社	4 212 380	-620,000	30,400	21,233,300	1,520		-551,820	7,827,430	55	
349	2003/11/12	東工-灯油	13:31	2004/03	2003/09/18 09:57	28800	16,080,000			社	6 206 380	-780,000	45,800	21,258,000	2,280		-827,880	7,008,550	55	
350	2003/11/12	東工-灯油	13:32	2004/03	2003/09/18 09:55	28780	18,074,000			社	8 208 380	-774,000	45,800	21,314,600	3,280		-821,880	8,277,870	55	
351	2003/11/12	東工-灯油	13:32	2004/03	2003/09/18 09:55	28780	18,088,000			社	8 194 380	-768,000	45,800	21,360,200	3,280		-816,880	5,461,780	55	
352	2003/11/12	東工-灯油	13:32	2004/03	2003/09/18 09:55	28780	10,718,000			社	4 180 380	-518,000	30,400	21,388,600	1,520		-547,820	4,813,870	55	
353	2003/11/12	東工-灯油	13:32	2004/04		28250	13,126,000			新	5 180 385									
354	2003/11/12	東工-灯油	13:33	2004/04		28250	13,126,000			新	5 180 400									
355	2003/11/12	東工-灯油	13:33	2004/04		28240	5,248,000			新	2 180 402									
356	2003/11/12	東工-灯油	13:36	2004/04		28240	5,248,000			新	2 180 404									
357	2003/11/12	東工-灯油	13:36	2004/04		28240	13,126,000			新	5 180 408									
358	2003/11/12	東工-灯油	13:36	2004/04		28240	2,824,000			新	1 180 410									
359	2003/11/12	東工-灯油	13:41	2004/04		28230	28,230,000			新	10 180 420									
360	2003/11/12	東工-ゴム	前1期	2004/04		142.9	42,870,000			新	30 180 460									

H  
T



元帳)

建玉分析表

全結算

特定売買判定方法: P-N-1 (条件に判定) Y/N有、不、重複有、商品単位、限月無視 Y-1:約定日+商品銘柄+場所+約定日時+数量N

Table with columns: No., 約定日付, 商品名, 場所, 限月, 新規索引, 積債, 約定金額, 数量, 売買, 託玉, 買, 買数, 売数, 買数, 売数, 売買損益金, 委託手数料, 手数料累計, 消費税, 差引損益金, 差引損益累計, 建玉. Rows 406-450.

(元帳)

# 建玉分析表

特定売戻判定方法: ①②③ (条件に判定) Y: 有, N: 無, 直販有, 商品単独, 限月無残, Y+: 約定日+商品結清+準備+非注日時+整理N。

No.	約定日付	商品名	帳簿	限月	新規索引	個数	約定金額	売戻売戻託玉	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻	買戻
451	2003/11/27	庫工-ガソ	10:24	2004/08	2003/11/28 08:48	28080	5,618,000											
452	2003/11/27	庫工-ガソ	10:31	2004/08	2003/11/28 09:48	28080	14,040,000											
453	2003/11/27	庫工-ガソ	10:31	2004/08	2003/11/28 09:48	28080	2,808,000											
454	2003/11/27	庫工-ガソ	10:38	2004/08	2003/11/28 09:48	28080	2,808,000											
455	2003/11/27	庫工-灯油	09:47	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	22,707,000											
456	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	12,916,000											
457	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	20,184,000											
458	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	16,138,000											
459	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	12,615,000											
460	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	12,615,000											
461	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	25,230,000											
462	2003/11/27	庫工-灯油	09:48	2004/05	2003/10/27 10:14	25230	5,046,000											
463	2003/12/02	庫工-白金	09:02	2004/02	2003/11/08 14:08	2704	1,352,000	1 仕										
464	2003/12/02	庫工-白金	09:02	2004/02	2003/11/08 14:08	2704	18,224,000	12 仕										
465	2003/12/02	庫工-白金	09:02	2004/02	2003/11/08 14:11	2704	9,484,000	7 仕										
466	2003/12/02	庫工-白金	09:04	2004/04	2003/11/08 13:59	2677	2,677,000	2 仕										
467	2003/12/02	庫工-白金	09:04	2004/04	2003/11/08 14:01	2677	1,338,600	1 仕										
468	2003/12/02	庫工-白金	09:04	2004/04	2003/11/08 14:02	2677	6,992,600	5 仕										
469	2003/12/02	庫工-白金	09:04	2004/04	2003/11/08 14:02	2677	16,082,000	12 仕										
470	2003/12/02	庫工-白金	09:08	2004/08	2003/11/08 14:10	2643	13,216,000	10 仕										
471	2003/12/02	庫工-白金	12:40	2004/10	2003/11/27 09:49	2807	86,176,000	50 仕										
472	2003/12/02	庫工-白金	前1第	2004/04		134.5	134,500,000	100 新										
473	2003/12/02	庫工-白金	09:10	2004/10		1414	70,700,000											
474	2003/12/03	庫工-白金	09:47	2004/10	2003/11/27 09:49	2820	18,450,000	15 仕										
475	2003/12/03	庫工-白金	09:47	2004/10	2003/11/27 09:49	2820	17,030,000	19 仕										
476	2003/12/03	庫工-白金	09:47	2004/10	2003/11/27 09:49	2820	5,240,000	4 仕										
477	2003/12/03	庫工-白金	09:47	2004/10	2003/11/27 09:49	2820	9,990,000	9 仕										
478	2003/12/03	庫工-白金	09:47	2004/10	2003/11/27 09:49	2820	18,450,000	15 仕										
479	2003/12/03	庫工-白金	14:48	2004/10		2599	84,725,000											
480	2003/12/03	庫工-白金	前2第	2004/04		132.6	84,260,000	50 新										
481	2003/12/03	庫工-白金	前1第	2004/04	2003/11/19 前1第	133.6	66,800,000											
482	2003/12/04	庫工-白金	前1第	2004/03		134.5	67,250,000											
483	2003/12/04	庫工-白金	前1第	2004/05		135.7	67,850,000											
484	2003/12/05	庫工-白金	09:25	2004/10	2003/12/03 14:48	2833	98,192,000	48 仕										
485	2003/12/05	庫工-白金	09:25	2004/10	2003/12/03 14:48	2833	2,633,000	2 仕										
486	2003/12/05	庫工-白金	10:35	2004/04		2688	67,225,000											
487	2003/12/05	庫工-白金	前1第	2004/05	2003/12/04 前1第	137.2	88,600,000	50 仕										
488	2003/12/05	庫工-白金	前2第	2004/03	2003/12/04 前1第	138.4	68,200,000	50 仕										
489	2003/12/05	庫工-白金	前1第	2004/03		137.8	88,680,000											
490	2003/12/09	庫工-灯油	09:35	2004/05	2003/10/22 08:32	25890	97,622,000											
491	2003/12/09	庫工-灯油	09:35	2004/05	2003/10/22 08:32	25890	25,890,000											
492	2003/12/09	庫工-灯油	09:35	2004/05	2003/10/22 08:32	25890	5,138,000											
493	2003/12/09	庫工-灯油	09:38	2004/05		25890	120,743,000	47 新										
494	2003/12/09	庫工-灯油	09:38	2004/05		25890	7,707,000	3 新										
495	2003/12/09	庫工-灯油	09:33	2004/03	2003/09/18 08:57	28900	2,890,000											

# 建玉分析表

元帳

特定死算判定方法:A' Y-1 (金付+利息) X 付手不0. 直算者、商品単位、期月細目 Y-1: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No

全銘柄

No.	約定期日付	商品名	期月	期日	新規索引	積戻	約定金額	期数	期別	託玉	買	買数	期別	買額	売買差益金	委託手数料	手数料累計	期別	差引損益金	差引損益累計	建玉
496	2003/12/08	東工一精油	08:37	2004/08		28860	78,080,000	30	新					278	900						
497	2003/12/09	東工一精油	09:41	2004/03	2003/09/18 09:57	28800	2,690,000				社	1	278	300	-140,000	7,600	29,788,800	380	-147,600	8,338,870	82
498	2003/12/09	東工一精油	09:41	2004/03	2003/09/18 10:00	28800	21,620,000				社	8	270	300	-1,120,000	60,800	29,828,400	3,040	-1,185,840	2,153,130	82
499	2003/12/09	東工一精油	09:41	2004/03	2003/10/07 09:08	28800	83,380,000				社	31	238	300	-3,224,000	235,600	30,065,000	11,780	-3,471,380	-1,318,280	63
500	2003/12/09	東工一精油	09:41	2004/03	2003/10/07 09:08	28800	2,690,000				社	1	238	300	-104,000	7,600	30,072,600	380	-111,880	-1,430,230	63
501	2003/12/09	東工一精油	09:42	2004/03	2003/10/07 09:00	28800	2,690,000				社	1	237	300	-104,000	7,600	30,080,200	380	-111,880	-1,542,210	63
502	2003/12/09	東工一精油	09:42	2004/03	2003/10/07 09:08	28800	18,830,000				社	7	230	300	-728,000	63,200	30,133,400	2,600	-783,880	-2,326,070	63
503	2003/12/09	東工一精油	14:02	2004/06	2003/12/09 08:37	28250	7,875,000				社	3	227	300	33,000	11,400	30,144,800	670	21,030	-2,305,040	
504	2003/12/09	東工一精油	14:04	2004/06	2003/12/09 08:37	28250	7,875,000				社	3	224	300	33,000	11,400	30,158,200	670	21,030	-2,284,010	
505	2003/12/09	東工一精油	14:07	2004/06	2003/12/09 08:37	28250	5,252,000				社	2	222	300	20,000	7,600	30,163,800	590	12,020	-2,271,990	
506	2003/12/09	東工一精油	14:07	2004/06	2003/12/09 08:37	28250	2,626,000				社	1	221	300	10,000	3,600	30,167,600	180	6,010	-2,265,980	
507	2003/12/09	東工一精油	14:07	2004/06	2003/12/09 08:37	28250	55,146,000				社	21	208	300	210,000	78,800	30,247,400	3,890	126,210	-2,139,770	
508	2003/12/10	東工一金	15:18	2004/04	2003/12/05 10:45	2720	48,383,000	54	社				809	288	680,000	312,600	30,560,200	15,840	351,580	-1,788,210	5
509	2003/12/10	東工一金	15:18	2004/04	2003/12/05 10:35	2720	21,532,000	18	社				200	250	820,000	147,200	30,707,400	7,380	185,440	-1,622,770	5
510	2003/12/10	東工一金	15:18	2004/04	2003/11/05 前2期	140.6	28,100,000	20	社				200	230	-3,220,000	160,000	30,887,400	8,000	-3,388,000	-5,010,770	35
511	2003/12/10	東工一金	15:18	2004/04	2003/12/05 後1期	142.0	71,000,000	50	社				200	180	2,100,000	-400,000	31,287,400	20,000	1,884,000	-3,330,770	5
512	2003/12/10	東工一金	15:18	2004/04		142.2	142,309,000				新	100	200	280							
513	2003/12/11	東工一金	08:18	2004/06		2731	46,427,000				新	34	200	314							
514	2003/12/11	東工一金	08:18	2004/06		2734	21,672,000				新	18	200	330							
515	2003/12/11	東工一金	08:18	2004/06		144.7	45,410,000				新	30	200	360							
516	2003/12/11	東工一金	08:18	2004/06							新	100	200	280							
517	2003/12/12	東工一金	08:10	2004/03	2003/12/10 後1期	143.7	143,700,000	100	社				200	260	1,500,000	800,000	32,087,400	40,000	860,000	-2,870,770	2
518	2003/12/12	東工一金	08:10	2004/03	2003/12/11 後1期	144.0	43,800,000	30	社				200	280	380,000	240,000	32,307,400	12,000	138,000	-2,632,770	1
519	2003/12/12	東工一金	08:10	2004/10	2003/12/02 09:10	1404	70,200,000	68	社				200	180	-500,000	580,000	32,887,400	28,500	-1,118,500	-3,652,270	10
520	2003/12/12	東工一金	08:10	2004/10		1404	140,400,000	100	社				300	180							
521	2003/12/15	東工一金	08:09	2004/08	2003/12/11 09:18	2754	48,818,000	34	社				300	148	381,000	312,600	33,210,200	15,840	82,580	-3,588,710	4
522	2003/12/15	東工一金	08:09	2004/08	2003/12/11 09:18	2754	18,524,000	12	社				300	124	120,000	110,400	33,320,600	5,520	4,080	-3,588,830	4
523	2003/12/15	東工一金	08:09	2004/08	2003/12/11 09:18	2754	5,508,000	4	社				300	130	40,000	38,800	33,357,400	1,840	1,360	-3,584,270	4
524	2003/12/15	東工一金	08:10	2004/06		144.9	72,450,000				新	60	300	180							
525	2003/12/15	東工一金	08:10	2004/10	2003/12/12 09:10	1393	68,650,000				社	50	250	180	550,000	555,000	33,912,400	27,750	-32,750	-3,617,020	3
526	2003/12/15	東工一金	08:14	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	4,178,000				社	3	247	180	38,000	33,300	33,946,700	1,885	1,038	-3,618,885	3
527	2003/12/15	東工一金	08:14	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	1,382,000				社	1	248	180	12,000	11,100	33,958,800	555	348	-3,618,840	3
528	2003/12/15	東工一金	08:14	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	1,392,000				社	1	245	180	12,000	11,100	33,967,900	555	345	-3,618,295	3
529	2003/12/15	東工一金	08:15	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	20,880,000				社	16	230	180	180,000	168,500	34,134,400	8,325	5,175	-3,618,120	3
530	2003/12/15	東工一金	08:15	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	8,744,000				社	7	223	180	84,000	77,700	34,212,100	3,885	2,415	-3,607,705	3
531	2003/12/15	東工一金	08:15	2004/10	2003/12/12 09:10	1392	32,018,000				社	23	200	180	278,000	255,300	34,487,400	12,765	7,635	-3,589,770	3
532	2003/12/15	東工一金	08:15	2004/10		1399	68,950,000				新	60	200	230							
533	2003/12/15	東工一金	08:08	2004/08		2775	83,825,000				新	48	200	278							
534	2003/12/18	東工一金	08:08	2004/08		2775	5,550,000				新	4	200	280							
535	2003/12/18	東工一金	15:17	2004/04		2805	14,025,000				新	10	200	250							
536	2003/12/18	東工一金	15:17	2004/04		2805	35,062,500				新	25	200	310							
537	2003/12/18	東工一金	15:17	2004/04		2805	21,037,500				新	15	200	335							
537	2003/12/18	東工一金	15:02	2004/10	2003/12/15 08:45	147.8	78,850,000	50	社				200	280	1,500,000	400,000	34,887,400	28,000	1,080,000	-2,519,770	1
538	2003/12/18	東工一金	15:02	2004/10	2003/12/15 08:45	1418	4,257,000	3	社				200	277	80,000	33,300	34,900,700	1,885	28,035	-2,484,785	1
539	2003/12/18	東工一金	15:03	2004/10	2003/12/15 08:45	1419	28,380,000	20	社				200	257	400,000	222,000	35,122,700	11,100	168,600	-2,327,835	1
540	2003/12/18	東工一金	15:04	2004/10	2003/12/15 08:45	1419	21,285,000	15	社				200	242	300,000	188,500	35,289,200	8,325	125,175	-2,202,680	1



元帳

建玉分析表

金庫前 特定売買判定方法: N-T-1 (金件に判定) 7/7/2者、不0、重複者、商品単独、取引無視、Y-T:約定日+商品銘柄+増減+発注日時+登録No.

Table with columns: No., 約定日付, 商品名, 標準, 原月, 新規索引, 値段, 約定金額, 売却, 委託, 買取, 売却, 売買損益金, 委託手数料, 手数料累計, 消費税, 差引損益金, 差引損益累計, 建玉. Rows 586-630.

建玉分析表

金額帳

特定売買判定方法:0-9-1 (金件に判定)は、不0、重複有、商品単位、毎月毎度、1-1:約定日+商品総額+埠頭+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	種別	期月	新換票引	値段	約定金額	売掛	買掛	仕玉	買戻	買戻	高買戻益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	残玉	
831	2004/01/07	東工一ゴム	後1期	2004/08	2004/01/08 後1期	141.4	42,420,000												1	
832	2004/01/07	東工一金	10:02	2004/12		1437	14,370,000													
833	2004/01/08	東工一ゴム	後1期	2004/06		141.7	14,170,000	10	新											
834	2004/01/08	東工一銀	09:46	2004/12	2003/12/25 10:02	207.8	1,248,200	1	仕										14	
835	2004/01/08	東工一銀	09:46	2004/12	2003/12/25 10:02	207.8	2,491,200	2	仕										14	
836	2004/01/08	東工一銀	09:46	2004/12	2003/12/25 10:02	207.8	1,248,800	1	仕										14	
837	2004/01/08	東工一銀	09:46	2004/12	2003/12/25 10:02	207.8	7,473,800	6	仕										14	
838	2004/01/09	東工一銀	09:28	2004/12		208.5	12,618,000													
839	2004/01/13	東工一白金	10:28	2004/12		2777	13,895,000													
840	2004/01/13	東工一ゴム	前1期	2004/08		143.4	14,340,000	10	新											
841	2004/01/13	東工一金	09:58	2004/12		1463	14,530,000													
842	2004/01/14	東工一白金	12:40	2004/12		2817	14,085,000													
843	2004/01/14	東工一金	12:40	2004/12		1448	14,490,000													
844	2004/01/14	東工一銀	09:33	2004/12	2004/01/08 09:28	220.7	13,242,000	10	仕										5	
845	2004/01/14	東工一銀	09:33	2004/12	2003/12/25 10:02	220.7	13,242,000	10	仕										20	
846	2004/01/15	東工一銀	09:24	2004/12		215.2	12,812,000													
847	2004/01/18	東工一ゴム	前2期	2004/08	2004/01/13 前1期	140.0	14,000,000												3	
848	2004/01/20	東工一白金	13:44	2004/12	2004/01/13 10:28	2783	13,915,900	10	仕										7	
849	2004/01/20	東工一金	13:44	2004/12	2004/01/07 10:02	1400	14,000,000	10	仕										13	
850	2004/01/28	東工一ゴム	前1期	2004/08		148.1	14,810,000	10	新											
851	2004/01/27	東工一金	15:08	2004/12		1378	13,780,000													
852	2004/01/27	東工アルミ	15:08	2004/08	2003/12/28 09:48	180.5	10,830,000	8	仕										32	
853	2004/01/27	東工アルミ	15:08	2004/08	2003/12/28 09:48	180.5	1,805,000	1	仕										32	
854	2004/01/27	東工アルミ	15:08	2004/08	2003/12/28 09:48	180.5	5,415,000	3	仕										32	
855	2004/01/28	東工アルミ	09:42	2004/10		178.8	3,578,000													
856	2004/01/28	東工アルミ	09:42	2004/10		178.8	14,304,000													
857	2004/01/29	東工一白金	14:35	2004/12		2765	13,775,000													
858	2004/01/29	東工一ゴム	前1期	2004/08	2004/01/28 前1期	141.8	14,180,000													
859	2004/01/29	東工一金	14:36	2004/12	2004/01/27 15:08	1395	13,950,000	10	仕										2	
860	2004/01/30	東工一金	10:14	2004/12		1385	13,850,000													
861	2004/01/30	東工アルミ	10:14	2004/10	2004/01/28 09:42	180.9	3,618,000	2	仕										2	
862	2004/01/30	東工アルミ	10:14	2004/10	2004/01/28 09:42	180.9	9,045,000	5	仕										2	
863	2004/01/30	東工アルミ	10:14	2004/10	2004/01/28 09:42	180.9	5,427,000	3	仕										2	
864	2004/02/02	東工一金	10:06	2004/12	2004/01/13 09:58	1388	13,880,000	10	仕										28	
865	2004/02/02	東工一金	10:06	2004/12	2004/01/14 12:40	1388	6,830,000	5	仕										19	
866	2004/02/02	東工一銀	10:06	2004/12	2003/12/28 10:02	210.5	10,104,000	8	仕										38	
867	2004/02/02	東工一銀	10:06	2004/12	2003/12/25 10:03	210.5	1,283,000	1	仕										38	
868	2004/02/02	東工一銀	10:06	2004/12	2003/12/25 10:03	210.5	1,283,000	1	仕										38	
869	2004/02/05	東工一ゴム	前1期	2004/08	2004/01/08 後1期	140.0	14,000,000													
870	2004/02/08	東工一銀	12:40	2004/12		208.0	12,380,000													
871	2004/02/08	東工アルミ	12:58	2004/08	2003/12/28 09:48	183.0	18,300,000	10	仕										42	
872	2004/02/10	東工一銀	13:41	2004/12	2004/02/08 12:40	214.8	12,894,000	10	仕										4	
873	2004/02/12	東工一ゴム	前1期	2004/08	2003/12/02 後1期	138.4	13,840,000													72
874	2004/02/12	東工一銀	09:28	2004/12		219.3	13,158,000													
875	2004/02/12	東工一銀	09:28	2004/12		219.3	13,158,000													



元帳

建玉分析表

特定売買判定方法: A→1 (全件に判定) 1/1/1有、不0、重複有、商品単独、既月無視 1-1: 約定日+商品銘柄+増減+控注日時+登録No

Table with columns: No., 約定日付, 商品名, 銘柄, 既月, 新規前引, 買取, 約定金額, 売取, 控注, 買取, 売取, 売買損益金, 委託手数料, 手数料累計, 消費税, 差引損益金, 差引損益累計, 建玉. Rows 676-720.

元帳

建玉分析表

全帳簿

特定売買判定方法：P-1 (条件に判定)付加者、不0、重複者、商品単独、限月無視 P-1:約定日+商品価格+場所+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	階層	限月	新規索引	値段	約定金額	売買	売買	託	玉	買	買数	買額	買額	売買利益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引利益金	差引利益累計	国玉	
721	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/12/02 後1第	150.7	15,070,000						10	77	105	-1,520,000	80,000	46,100,300	4,000	-1,704,000	-22,702,715	135	
722	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/11/08 前1第	150.7	15,070,000	10	社				77	85		-430,000	80,000	46,180,300	4,000	-514,000	-22,618,715	181	
723	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/11/08 前1第	150.7	7,535,000	5	社				77	80		-215,000	40,000	46,220,300	2,000	-257,000	-22,673,715	181	
724	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/11/08 前2第	150.7	15,070,000	10	社				77	80		-110,000	80,000	46,300,300	4,000	-184,000	-23,087,715	181	
725	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/11/08 前2第	150.7	7,535,000	5	社				77	75		-55,000	40,000	46,340,300	2,000	-97,000	-23,184,715	181	
726	2004/04/15	東工-ゴム	前2第	2004/04	2003/12/02 後1第	150.5	30,100,000					20	57	75		-3,200,000	180,000	46,500,300	8,000	-3,388,000	-26,532,715	135	
727	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/04	2003/11/08 前2第	147.4	36,850,000	25	社				57	50		-1,100,000	200,000	46,700,300	10,000	-1,310,000	-27,842,715	182	
728	2004/04/15	東工-ゴム	前1第	2004/07	2004/02/13 前1第	155.4	15,540,000					10	47	50		-1,050,000	80,000	46,780,300	4,000	-1,134,000	-28,676,715	86	
729	2004/04/21	東工-ゴム	前1第	2004/05	2003/12/18 後2第	149.0	52,150,000	35	社				47	15		35,000	280,000	47,060,300	14,000	-250,000	-29,235,715	125	
730	2004/04/21	東工-ゴム	前1第	2004/07	2004/02/19 前2第	154.6	15,460,000					10	37	15		-80,000	80,000	47,140,300	4,000	-84,000	-30,178,715	82	
731	2004/04/21	東工-金	09:24	2004/12	2004/01/14 12:40	1380	9,900,000	5	社				37	10		-345,000	55,600	47,195,900	2,775	-403,275	-30,582,880	88	
732	2004/04/21	東工アルミ	09:33	2004/10	2004/02/13 10:18	203.9	2,039,000					38	10			-183,000	7,000	47,292,900	350	-170,350	-30,753,230	88	
733	2004/04/21	東工アルミ	09:33	2004/10	2004/02/13 10:20	203.9	2,039,000												350	-170,350	-30,823,580	88	
734	2004/04/21	東工アルミ	09:33	2004/10	2004/02/13 10:28	203.9	6,117,000												1,050	-511,050	-31,434,740	88	
735	2004/04/21	東工アルミ	09:33	2004/12	2004/03/05 10:48	189.7	18,870,000	10	社										3,500	676,500	-30,758,240	47	
736	2004/04/21	東工アルミ	09:34	2004/10	2004/02/13 10:28	204.4	4,088,000												700	-350,700	-31,108,940	88	
737	2004/04/21	東工コーン	前2第	2005/01	2004/02/13 前1第	20740	20,740,000												3,500	-2,173,500	-33,282,440	88	
738	2004/04/21	東工コーン	前2第	2005/03	2004/02/28 前1第	20840													3,400	-1,111,400	-34,393,840	85	
739	2004/04/21	東工コーン	前2第	2005/03	2004/03/04 前3第	20840													3,400	-301,400	-34,695,240	48	
																			2,376,040		-34,685,240		

売買利益計: 15,201,800      手数料計: 47,620,800(国玉に  
差引利益計: -34,685,240      特定売買比率: 39.01%(仕切件数)

オプション取引一覽表

~原告: XXXXXXXX 被告

(東京穀物商品取引所・とうもろこしオプション)~

※コールに関してのみ、買・新規取引を売・新規取引として、転売を買・仕切取引として作成

作成日 平成16年11月12日

No.	商品名	約定日付	満期	限月	新規取引	値段	約定金額	売	買	委託玉	買				売				手数料	手数料累計	消費税	差引受払金額		差引受払金額累計		
											買	買数	売	売数	買	買数	売	売数				借方	貸方			
1	ソフト	2003/10/31	14:33	2004年9月			280	2,800,000			新	100	0	100	300,000	300,000	15,000	3,115,000					-3,115,000	-3,115,000		
2	コール	2003/10/31	14:33	2004年9月			475	4,750,000	100	新				100	100	300,000	600,000	15,000	5,065,000					-5,065,000	-8,180,000	
3	ソフト	2003/11/5	11:10	2004年9月	2003/10/31	14:33	550	5,500,000	100	仕				100	0	200,000	800,000	10,000				5,290,000	5,290,000	-2,890,000	-2,890,000	
4	コール	2003/11/14	10:34	2004年9月	2003/10/31	14:33	460	2,300,000		仕				50	50	8	100,000	900,000	5,000				2,195,000	2,195,000	-695,000	-695,000
5	コール	2003/11/14	13:48	2004年9月			275	770,000	28	新				78	0	84,000	984,000	4,200	858,200					-858,200	-1,559,200	
6	ソフト	2003/11/14	13:48	2004年9月			430	1,204,000		新				28	78	28	84,000	1,068,000	4,200	1,292,200					-1,292,200	-2,845,400
7	コール	2003/11/17	13:18	2004年9月	2003/10/31	14:33	450	2,250,000		仕				50	28	28	100,000	1,168,000	5,000				2,145,000	2,145,000	-700,400	-700,400
8	ソフト	2003/11/19	9:39	2004年9月	2003/11/14	13:48	735	2,058,000	28	仕						28	0	56,000	1,224,000	2,800			1,999,200	1,999,200	1,298,800	1,298,800
9	コール	2003/11/19	10:00	2004年9月			315	1,890,000	60	新				88	0	180,000	1,404,000	9,000	2,079,000					-2,079,000	-780,200	
10	ソフト	2003/11/19	10:01	2004年9月			315	1,890,000		新				60	88	60	180,000	1,584,000	9,000	2,079,000					-2,079,000	-2,859,200
11	コール	2003/11/27	13:17	2004年9月	2003/11/19	10:00	635	3,930,000		仕				60	28	60	120,000	1,704,000	6,000				3,804,000	3,804,000	944,800	944,800
12	ソフト	2003/11/28	9:50	2004年9月			380	1,748,000		新				46	28	106	138,000	1,842,000	6,900	1,892,900					-1,892,900	-948,100
13	コール	2003/11/28	9:50	2004年9月			390	1,794,000	46	新				74	106	138,000	1,980,000	6,900	1,938,900					-1,938,900	-2,887,000	
14	ソフト	2003/11/28	10:52	2004年9月			380	1,900,000		新				50	74	156	150,000	2,130,000	7,500	2,057,500					-2,057,500	-4,944,500
15	コール	2003/11/28	10:52	2004年9月			390	1,950,000	50	新				124	156	150,000	2,280,000	7,500	2,107,500					-2,107,500	-7,052,000	
16	コール	2003/12/1	13:39	2004年9月	2003/11/14	13:48	300	840,000		仕				28	96	156	56,000	2,336,000	2,800			781,200	781,200	-6,270,800	-6,270,800	
17	コール	2003/12/26	9:53	2004年9月			355	2,378,500	71	新				167	156	213,000	2,548,000	10,650	2,602,150					-2,602,150	-8,872,950	
18	ソフト	2003/12/26	9:53	2004年9月			305	2,165,500		新				71	167	227	213,000	2,762,000	10,650	2,389,150					-2,389,150	-11,262,100
19	コール	2004/1/8	9:51	2004年9月	2003/12/26	9:53	320	3,692,000		仕				71	96	227	142,000	2,904,000	7,100				3,542,900	3,542,900	-7,719,280	-7,719,280
20	ソフト	2004/1/9	9:38	2004年9月			310	1,519,000		新				49	96	276	147,000	3,051,000	7,350	1,673,350					-1,673,350	-9,392,630
21	コール	2004/1/9	9:39	2004年9月			340	1,665,000	49	新				145	276	147,000	3,198,000	7,350	1,820,350					-1,820,350	-11,212,980	
22	コール	2004/1/20	13:47	2004年9月	2003/11/28	9:50	360	180,000		仕				5	140	276	10,000	3,208,000	500			169,500	169,500	-11,043,400	-11,043,400	
23	コール	2004/1/30	13:47	2004年9月	2003/11/28	9:50	355	2,307,500		仕				65	75	276	130,000	3,338,000	6,500				2,171,000	2,171,000	-8,872,400	-8,872,400
24	コール	2004/1/22	10:02	2004年9月			485	1,746,000	36	新				111	276	108,000	3,446,000	5,400	1,859,400					-1,859,400	-10,731,800	
25	ソフト	2004/1/22	10:03	2004年9月			485	1,746,000		新				36	111	312	108,000	3,554,000	5,400	1,859,400					-1,859,400	-12,591,200
26	コール	2004/2/3	9:26	2004年9月	2004/1/22	10:02	645	2,322,000		仕				36	75	312	72,000	3,636,000	3,600			2,246,400	2,246,400	-10,344,800	-10,344,800	
27	コール	2004/2/3	14:47	2004年9月	2003/11/28	10:52	665			仕				40	35	312	80,000	3,706,000	4,000			2,576,000	2,576,000	-7,768,800	-7,768,800	
28	コール	2004/2/9	9:42	2004年9月			290	1,160,000	40	新				75	312	120,000	3,826,000	6,000	1,286,000					-1,286,000	-9,054,800	
29	ソフト	2004/2/9	9:42	2004年9月			310	1,240,000		新				40	75	352	120,000	3,946,000	6,000	1,366,000					-1,366,000	-10,420,800
30	コール	2004/2/10	13:44	2004年9月	2004/1/9	9:39	1,290	4,515,000		仕				35	40	328	70,000	4,016,000	3,500			4,441,500	4,441,500	-5,979,300	-5,979,300	
31	コール	2004/2/23	9:22	2004年9月	2004/2/9	9:42	265	1,060,000		仕				40	0	352	80,000	4,096,000	4,000			976,000	976,000	-5,003,300	-5,003,300	
32	ソフト	2004/2/4	9:45	2004年7月			410	1,230,000		新				30	0	382	90,000	4,186,000	4,500	1,324,500					-1,324,500	-6,327,800
33	ソフト	2004/2/5	9:34	2004年7月			370	740,000		新				20	0	402	60,000	4,246,000	3,000	805,000					-805,000	-7,130,800
34	ソフト	2004/3/31		2004年9月	2003/11/19	10:01	0	0	60	放棄				0	342	0	4,246,000	0					0	0	-7,130,800	-7,130,800
35	コール	2004/4/13	13:23	2004年9月			1,080	1,836,000	17	新				17	342	51,000	4,297,000	2,550	1,889,550					-1,889,550	-9,020,350	
36	コール	2004/4/21	9:15	2004年9月	2004/4/13	13:23	915	457,500		仕				5	12	342	10,000	4,307,000	500			447,000	447,000	-8,573,350	-8,573,350	
37	コール	2004/4/21	9:43	2004年9月	2004/4/13	13:23	1,080	1,836,000		仕				12	0	342	24,000	4,331,000	1,200			1,054,800	1,054,800	-7,518,550	-7,518,550	
38	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2003/11/28	9:50	0	0	46	放棄				0	296	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
39	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2003/11/28	10:52	0	0	50	放棄				0	246	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
40	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2003/12/26	9:53	0	0	71	放棄				0	175	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
41	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2004/1/9	9:38	0	0	49	放棄				0	126	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
42	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2004/1/22	10:03	0	0	36	放棄				0	90	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
43	ソフト	2004/5/31		2004年9月	2004/2/9	9:42	0	0	40	放棄				0	50	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
44	ソフト	2004/7/31		2004年9月	2004/2/4	9:45	0	0	30	放棄				0	20	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
45	ソフト	2004/7/31		2004年9月	2004/2/5	9:34	0	0	20	放棄				0	0	0	4,331,000	0					0	0	-7,518,550	-7,518,550
合計									1027					1027	0	0	4,331,000		216,550		41,358,050		33,839,500			

- ※1 委託手数料 + 消費税 = 4,331,000 + 216,550 = 4,547,550
- ※2 差引受払金額 貸方 - 同 借方 = 33,839,500 - 41,358,050 = -7,518,550
- ※3 手数料化率 : 4,331,000 ÷ 7,518,550 = 57.60 %
- ※4 総経費化率 : 4,547,550 ÷ 7,518,550 = 60.56 %

これは正本である。

平成18年10月31日

大阪地方裁判所第20民事部

裁判所書記官

堀

正

